

目次の各ページをクリックすると、そのページにジャンプします。

目 次

(百)

I 宮城県参考様式の概要及び記入例				
1 作成の趣旨				1
2 指導要録の主な改善点について				1
3 記入例				
(1) 小学校児童指導要録 記入例	様式1 (学籍に関する記録)			2
〃 〃	様式2 (指導に関する記録)	表		3
〃 〃	〃	裏		4
(2) 中学校生徒指導要録 記入例	様式1 (学籍に関する記録)			5
〃 〃	様式2 (指導に関する記録)	表		6
〃 〃	〃	裏		7
(3) 特別支援学校児童生徒指導要録 記入例 小学部	様式1 (学籍に関する記録)			8
〃	・視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校			
〃	・知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校			
〃	様式2 (指導に関する記録)			
〃	・視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校	表		9
〃	・知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校	裏		10
【教科ごとに指導を行い評価する場合】				
【各教科等を合わせた指導による評価をする場合A】	表			11
【各教科等を合わせた指導による評価をする場合B】	表			12
〃	裏			13
記入例 中学部	様式1 (学籍に関する記録)			14
〃	・視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校			
〃	・知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校			
〃	様式2 (指導に関する記録)			
〃	・視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	表		15
〃	・知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	裏		16
記入例	様式1 (学籍に関する記録)			17
〃	・視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	表		18
〃	・知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	裏		19
II 指導要録記入上の留意事項				
1 様式1 学籍に関する記録				20
2 様式2 指導に関する記録				
(1) 小学校編				26
(2) 中学校編				35
(3) 特別支援学校編				40
III 指導要録取扱上の留意事項				43
IV その他 Q & A				48

I 宮城県参考様式の概要及び記入例

文部科学省「[小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）](#)」（平成31年3月29日）を受けて、宮城県においては、「参考様式」を定めた。その趣旨や改善点は次のとおりである。

1 作成の趣旨

文部科学省において、「新学習指導要領の下での学習評価が適切に行われるとともに、各設置者による指導要録の様式の決定や各学校における指導要録の作成の参考となるよう、学習評価を行うに当たっての配慮事項、指導要録に記載する事項及び各学校における指導要録作成に当たっての配慮事項等を別紙1～5及び参考様式のとおりとりまとめた（当該「通知」より）」ことを踏まえ、県内の各市町村教育委員会及び各学校で作成する際の参考例を示す。

2 指導要録の主な改善点について

- (1) 小学校及び特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）小学部における「外国語活動の記録」については、従来、観点別に設けていた文章記述欄を一本化した上で、評価の観点に即して、児童の学習状況に顕著な事項がある場合にその特徴を記入することとしたこと。
- (2) 特別支援学校（知的障害）の各教科については、特別支援学校の新学習指導要領において、小・中・高等学校等との学びの連続性を重視する観点から小・中・高等学校の各教科と同様に育成を目指す資質・能力の三つの柱で目標及び内容が整理されたことを踏まえ、その学習評価においても観点別学習状況を踏まえて文章記述を行うこととしたこと。
- (3) 教師の勤務負担軽減の観点から、①「総合所見及び指導上参考となる諸事項」については、要点を箇条書きとするなど、その記載事項を必要最小限にとどめるとともに、②通級による指導を受けている児童生徒について、個別の指導計画を作成しており、通級による指導に関して記載すべき事項が当該指導計画に記載されている場合には、その写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能とするなど、その記述の簡素化を図ることとしたこと。

(1) 小学校児童指導要録記入例

様式1 (学籍に関する記録)

小 学 校 児 童 指 導 要 錄 (参 考 様 式)

特別支援学級に在籍している児童については、障害種又は学級名(例:A, たんぽば)を記載する。(P 8 参照)

区分	学年	1	2	3	4	5	6
学級	1	2	2				
整理番号	12	13	12				

学籍の記録							
P20 ①児童	ふりがな	まつしま あおば	性別 女	P21 ④大学・編入学等	令和2年4月1日 第1学年 入学 第1学年編大学		
	氏名	松島 青葉			二重線で抹消する。		
	生年月日	平成25年11月 1日生					
P20 ②保護者	現住所	宮城県○○郡○○町○○三丁目11番5号	P22 ⑤転入学	令和4年8月26日 第3学年転入学 東京都○○区立○○小学校 東京都○○区○○一丁目1番1号 転居のため			
	ふりがな	まつしま しげる					
	氏名	松島 繁					
P20 ③入学前の経歴	現住所	児童の欄に同じ	P23 ⑥転学・退学等	(令和4年7月25日) 令和4年8月31日 東京都○○区立○○小学校 東京都○○区○○一丁目1番1号 保護者転勤のため			
		平成30年4月～令和2年3月 ○○町立○○幼稚園に在園					
学校名	P24						
及 び 所 在 地	(9) 宮城県○○郡○○町立○○小学校 宮城県○○郡○○町字北町二丁目1番1号						
(分校名・所在地等)							
年 度	令和2年度		令和3年度		令和4年度		
区分 / 学年	1		2		3		
校長氏名印	P25 ⑩ 宮城 花子		宮城 花子 (4月～8月)		仙台 一郎		
学級担任者 氏名印	七森 豊 (4月～8月)		広瀬 大河 (9月～3月)		花山 秋恵		
年 度	令和 年度		令和 年度		令和 年度		
区分 / 学年	4		5		6		
校長氏名印							
学級担任者 氏名印							
学年を総括して記入するので、責任を明確にすることから、学年度末、もしくは転出時の該当校長及び学級担任が記名押印する。							

様式2 (指導に関する記録)

児童氏名	学校名	区分	学年	1	2	3	4	5	6
松島 青葉	宮城県○○郡○○町立○○小学校	学級	1	2	2				
		整理番号	12	13	12				

P26① 各教科の学習の記録								P26③ 特別の教科 道徳				
教科	観点	学年	1	2	3	4	5	6	学年	学習状況及び道徳性に係る成長の様子		
国語	知識・技能	A	A	A					1	道徳科の評価については、学習活動における児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を個人内評価として文章で端的に記述する。		
	思考・判断・表現	A										
	主体的に学習に取り組む態度	B										
	評定 P26②											
社会	知識・技能								2			
	思考・判断・表現											
	主体的に学習に取り組む態度											
	評定											
算数	知識・技能	B							3			
	思考・判断・表現	B										
	主体的に学習に取り組む態度	B										
	評定											
理科	知識・技能								4			
	思考・判断・表現											
	主体的に学習に取り組む態度											
	評定											
生활	知識・技能	A							5			
	思考・判断・表現	A										
	主体的に学習に取り組む態度	B										
	評定											
音楽	知識・技能	B							6			
	思考・判断・表現	B										
	主体的に学習に取り組む態度	B										
	評定											
図画工作	知識・技能	B	B						1	P26④ 外国語活動の記録		
	思考・判断・表現	B	B									
	主体的に学習に取り組む態度	B	B									
	評定											
家庭	知識・技能								2			
	思考・判断・表現											
	主体的に学習に取り組む態度											
	評定											
体育	知識・技能	A	B						3			
	思考・判断・表現	A	A									
	主体的に学習に取り組む態度	A	A									
	評定											
外国語	知識・技能								4	P27⑤ 総合的な学習の時間の記録		
	思考・判断・表現											
	主体的に学習に取り組む態度											
	評定											
児童会	知識・技能								5			
	思考・判断・表現											
	主体的に学習に取り組む態度											
	評定											
クラブ	知識・技能								6			
	思考・判断・表現											
	主体的に学習に取り組む態度											
	評定											
学校行事	知識・技能								1	P27⑥ 特別活動の記録		
	思考・判断・表現											
	主体的に学習に取り組む態度											
	評定											

児童氏名
松島 青葉

P28⑦

行動の記録

項目	学年	1	2	3	4	5	6	項目	学年	1	2	3	4	5	6
基本的な生活習慣		○						各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動やその他学校生活全体にわたって認められる児童の行動について各項目の趣旨に照らして							
健康・体力の向上		○						十分満足できる状況にあると判断される場合に、○印を記入する。							
自主・自律		○						また、各学校において、自らの教育目標に沿って項目を追加できるようにする。							
責任感															
創意工夫															

P29⑧

総合所見及び指導上参考となる諸事項

第1学年			第	児童の成長の状況を総合的に捉えるため、以下の事項等を文章で箇条書き等により端的に記述する。
				<p>【1】 各教科や外国語活動、総合的な学習の時間の学習に関する所見</p> <p>【2】 特別活動に関する事実及び所見</p> <p>【3】 行動に関する所見</p> <p>【4】 児童の特徴・特技、学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動、学力について標準化された検査の結果等指導上参考となる諸事項</p> <p>【5】 児童の成長の状況に関わる総合的な所見</p>
第2学年			第	※記入に際しては、児童の優れている点や長所、進歩の状況などを取り上げることに留意する。ただし、児童の努力を要する点などについても、その後の指導において特に配慮を要するものがあれば端的に記入する。
第3学年			第6学年	通所名を記入する。複数通所している場合は、全て記入するか、あるいは「（主な通所名）ほか」と記入する。

P30⑨

出欠の記録

区分	授業日数	出席停止・ 欠席しなければ 欠席日数	出席日数	備
学年				
1	児童がでを同同実日一施數學しで年たある全間このと。の總	れし出たな席日く停數て止も・よ忌い引と等認でめ出ら席	た忌引業數等日。の數日か數らを出差席し停引止い・	他日出の數席事のし故うなでちけ欠病れ席気ばし又なたはら日そな數のい
2				引日出い数席たかし日らな數欠け席れ日ば數なをら差なしい
3				
4				
5				
6				

出席停止5（インフルエンザ）出席日数50（内、出席とした日数20 ○○ケアハウス）

出席停止・忌引等の日数に関する特記事項、欠席理由の主なもの、遅刻、早退等の状況その他の出欠に関する特記事項等を記入する。

不登校の児童が適応指導教室等学校外の施設において相談・指導を受け、又は自宅においてICT機器等を活用した学習を行ったとき、一定の要件を満たす場合（令和元年10月25日付け「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）別記1及び2を参照）に、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

(2)中学校生徒指導要録記入例

様式1 (学籍に関する記録)

中 学 校 生 徒 指 導 要 錄 (参考様式)

特別支援学級に在籍している生徒については、障害種又は学級名(例:A, あおば)を記載する。(P15参照)

区分	学年	1	2	3
学級	2	1		
整理番号	11	12		

学 習 の 記 錄

P20 ① 生徒	ふりがな 氏名	まつしま ゆり 松島 ゆり	性別	女	P21 ④ 入学・編入学等	令和4年 4月 1日 第1学年 入学 第 学年編入学 二重線で抹消する。
	生年月日	平成21年 9月 5日生			P22 ⑤ 転入学	令和5年 8月 26日 第2学年転入学
	現住所	宮城県○○郡○○町○○三丁目11番5号				東京都中央区立○○中学校 東京都中央区○○一丁目1番1号 転居のため
P20 ② 保護者	ふりがな 氏名	まつしま しげる 松島 繁			P23 ⑥ 転学・退学等	(令和5年12月20日) 令和6年1月 7日 東京都○○区立○○中学校 東京都○○区○○二丁目2番2号 保護者転勤のため 上段は学校を去った日を、下段は転出先学校が受け入れた日の前日。
	現住所	生徒の欄に同じ			P24 ⑦ 卒業	令和7年 3月 31日
P20 ③ 大学前の経歴		宮城県○○郡○○町立○○小学校卒業			P24 ⑧ 進学先 就職先等	宮城県○○高等学校 宮城県○○市○○町二丁目3番地

学校名 及び 所在地 (分校名・所在地等)	P24 ⑨ 宮城県○○郡○○町立○○中学校 宮城県○○郡○○町字西町三丁目4番1号
--------------------------------	--

年 度	令和4 年度	令和5 年度	令和 年度
区分 学年	1	2	3
P25 ⑩ 校長氏名印	宮城 花子 宮城	宮城 花子 仙台 一郎 仙台 (4月～8月) (9月～3月)	小学校の記入例 に準ずる。
学級担任者 氏名印	七森 豊 広瀬 大 (4月～8月) (9月～3月)	広瀬 大河 広瀬 (4月～8月) (9月～3月)	

様式2（指導に関する記録）

生徒氏名	学校名	区分	学年	1	2	3
松島 ゆり	宮城県○○郡○○町立○○中学校	学級	2	1		
		整理番号	11	12		

P35①

各教科の学習の記録

教科	観点	学年	1	2	3	教科	観点	学年	1	2	3
国語	知識・技能	中学校学習指導要領に示された各教科の目標に照らして、その実現状況を観点ごとにA,B,Cの記号により記入する。 その際、「十分満足できる」状況と判断されるものをA、「おおむね満足できる」状況と判断されるものをB、「努力を要する」と判断されるものをCのよう区別して記入する。 必修教科は、5段階で評価し、選択教科は各学校が評定の段階を決定し、記入する。	P35②	知識・技能							
	思考・判断・表現		②	思考・判断・表現							
	主体的に学習に取り組む態度			主体的に学習に取り組む態度							
	評定			評定							
社会	知識・技能		P35③ 特別の教科 道徳 学年 学習状況及び道徳性に係る成長の様子 1 特別の教科 道徳の評価については、学習活動における生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を個人内評価として文章で端的に記述する。								
	思考・判断・表現										
	主体的に学習に取り組む態度										
	評定										
数学	知識・技能		P35④ 総合的な学習の時間の記録 学年 学習活動 観点 評価 1 学習活動及び各学校が自ら定めた評価の観点を記入した上で、それらの観点のうち、生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等、生徒にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記述する。 評価の観点については、中学校学習指導要領等に示す総合的な学習の時間の目標を踏まえ、各学校において具体的に定めた目標、内容に基づいて定める。								
	思考・判断・表現										
	主体的に学習に取り組む態度										
	評定										
理科	知識・技能		P35⑤ 特別活動の記録 内 各学校が自ら定めた特別活動全体に係る評価の観点を記入した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に、○印を記入する。 評価の観点については、中学校学習指導要領等に示す特別活動の目標を踏まえ、各学校において定める。								
	思考・判断・表現										
	主体的に学習に取り組む態度										
	評定										
音楽	知識・技能		P35⑤ 特別活動の記録 内 各学校が自ら定めた特別活動全体に係る評価の観点を記入した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に、○印を記入する。 評価の観点については、中学校学習指導要領等に示す特別活動の目標を踏まえ、各学校において定める。								
	思考・判断・表現										
	主体的に学習に取り組む態度										
	評定										
美術	知識・技能		P35⑤ 特別活動の記録 内 各学校が自ら定めた特別活動全体に係る評価の観点を記入した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に、○印を記入する。 評価の観点については、中学校学習指導要領等に示す特別活動の目標を踏まえ、各学校において定める。								
	思考・判断・表現										
	主体的に学習に取り組む態度										
	評定										
保健体育	知識・技能		P35⑤ 特別活動の記録 内 各学校が自ら定めた特別活動全体に係る評価の観点を記入した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に、○印を記入する。 評価の観点については、中学校学習指導要領等に示す特別活動の目標を踏まえ、各学校において定める。								
	思考・判断・表現										
	主体的に学習に取り組む態度										
	評定										
技術・家庭	知識・技能		P35⑤ 特別活動の記録 内 各学校が自ら定めた特別活動全体に係る評価の観点を記入した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に、○印を記入する。 評価の観点については、中学校学習指導要領等に示す特別活動の目標を踏まえ、各学校において定める。								
	思考・判断・表現										
	主体的に学習に取り組む態度										
	評定										
外国語	知識・技能		P35⑤ 特別活動の記録 内 各学校が自ら定めた特別活動全体に係る評価の観点を記入した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に、○印を記入する。 評価の観点については、中学校学習指導要領等に示す特別活動の目標を踏まえ、各学校において定める。								
	思考・判断・表現										
	主体的に学習に取り組む態度										
	評定										

生徒氏名
松島 ゆり

P37⑥

行動の記録

項目	学年	1	2	3	項目	学年	1	2	3
基本的な生活習慣		○			甲へやね カト		○		
健康・体力の向上									
自主・自律									
責任感									
創意工夫									

各教科、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動やその他学校生活全体にわたって認められる生徒の行動について各項目の趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合に、○印を記入する。

また、各学校において、自らの教育目標に沿って項目を追加できるようにする。

P37⑦

総合所見及び指導上参考となる諸事項

第1学年	生徒の成長の状況を総合的に捉えるため、以下の事項等を文章で箇条書き等により端的に記述する。	
	<p>【1】 各教科や総合的な学習の時間の学習に関する所見</p> <p>【2】 特別活動に関する事実及び所見</p> <p>【3】 行動に関する所見</p> <p>【4】 進路指導に関する事項</p> <p>【5】 生徒の特徴・特技、部活動、学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動、学力について標準化された検査の結果等指導上参考となる事項</p> <p>【6】 生徒の成長の状況にかかわる総合的な所見</p>	
第2学年	<p>※ 記入に際しては、生徒の優れている点や長所、進歩の状況等を取り上げることに留意する。ただし、生徒の努力を要する点などについても、その後の指導において特に配慮を要するものがあれば端的に記入する。</p> <p>(P37を参照)</p>	
第3学年		

P38⑧

出欠の記録

区分 学年	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数	備考
1						
2		小学校様式2に準ずる				
3						

[視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校]

[知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校]

小 学 部 児 童 指 導 要 錄 (参 考 様 式)

様式1 (学籍に関する記録)

特別支援学級に在籍している児童については、障害種又は学級名(例:A. たんぽぽ)を記載する。

記入例

	1	2	3	4	5	6
学 級	2	1	1			
整理番号	2	2	2			

学 習 の 記 錄						
P20① 児童	ふりがな	あおば たろう	性別 男	P21④ 入学・編入学等	令和2年 4月 1日 第1学年 入学 第 学年編入学	
	氏名	青葉 太郎			他の小学校等から転入してきた場合について、その年月日、学年及び事由等を記入する。	
	生年月日	平成25年 11月 1日生				
	現住所	宮城県○○郡○○町○○一丁目5番地3号 コーポケアキ204号室		P22⑤ 転入学	令和3年 5月10日 第2学年転入学 ○○県○○市立○○小学校 ○○県○○市○○5丁目31番1号 転居のため	
P20② 保護者	ふりがな	あおば けやき	P23⑥ 転学・退学等	(令和4年 3月31日) 令和4年 4月 1日 宮城県立○○支援学校 第3学年転学 ○○町教育委員会の就学判断及び、本人保護者との合意形成が図られたため		
	氏名	青葉 けやき		P24⑦ 卒業 令和 8年 3月31日		
	現住所	児童の欄に同じ				
P20③ 入学前の経歴	平成30年 4月～令和2年 3月 ○○○○に在園（または入所） (児童発達支援事業所名を記入)	P24⑧ 進学先	P24⑧ 進学先 令和 8年 3月31日 宮城県○○郡○○町立○○中学校 宮城県○○郡○○町○○三丁目3番地			
P24⑨ 学校名及 び所在 地 (分校名・所在地等)	幼稚園等との並行保育をしている場合は、どちらが主かで記入する。 宮城県立○○支援学校 宮城県○○郡○○町字○○121番地		○○病院入院のため (拓桃、西多賀、山元支援学校の転学の場合)			
年 度	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
区分 / 学年	1		2		3	
P25⑩ 校長氏名印	宮城 一郎 		宮城 一郎 (4月～8月) 泉 紅葉 		泉 紅葉	
学級担任者 氏 名 印	広瀬 銀杏 		太白 楓 (4月～12月) 若林 桔梗 (12月～3月) 		宮城野 萩	
年 度	年度		年度		年度	
区分 / 学年	4		5		6	
校長氏名印					小学校の記入例に準じる。	
学級担任者 氏 名 印						

児童氏名	学 校 名	区分	学年	1	2	3	4	5	6
青葉 太郎	○○県立○○支援学校		学級	2	1	1			

P26①

P40⑥ 各教科の学習の記録

教科	観 点	学 年	1	2	3	4	5	6
国語	知識・技能	A	A					
	思考・判断・表現	B	B					
	主体的に学習に取り組む態度	B	A					
	評定 P26②							
社会	知識・技能							
	思考・判断・表現							
	主体的に学習に取り組む態度							
	評定							
算数	知識・技能	B	B					
	思考・判断・表現	B	C					
	主体的に学習に取り組む態度	B	B					
	評定							
理科	知識・技能							
	思考・判断・表現							
	主体的に学習に取り組む態度							
	評定							
生活性	知識・技能	B	B					
	思考・判断・表現	A	A					
	主体的に学習に取り組む態度	B	A					
	評定							
音楽	知識・技能	A	A					
	思考・判断・表現	B	A					
	主体的に学習に取り組む態度	B	B					
	評定							
図画工作	知識・技能	B	B					
	思考・判断・表現	B	B					
	主体的に学習に取り組む態度	B	B					
	評定							
家庭	知識・技能							
	思考・判断・表現							
	主体的に学習に取り組む態度							
	評定							
体育	知識・技能	B	B					
	思考・判断・表現	B	B					
	主体的に学習に取り組む態度	B	B					
	評定							
外国語	知識・技能							
	思考・判断・表現							
	主体的に学習に取り組む態度							
	評定							

P26③ P41⑦ 特別の教科 道徳

学年	学習状況及び道徳性に係る成長の様子							
1	(例) 命の大切さについて考える授業では、母の気持ちから命はかけがえのないものということに気づくとともに、友達の考えを聞いて「命のつながり」について考えを広げた。							
2								
3								
4	小学校用の記載例を参考にすること。小学校の教育課程に準ずる教育を実施している場合は、観点別学習状況及び評定について記入すること。							
5								
6								
学年	P26④ P41⑧ 外国語活動の記録							
3								
4								
学年	P27⑤ P41⑨ 総合的な学習の時間の記録							
5								
6								
内 容	観 点	学 年	1	2	3	4	5	6
学級活動								
児童会活動								
クラブ活動								
学校行事								

P27⑥ P41⑩ 特別活動の記録

内 容	観 点	学 年	1	2	3	4	5	6
学級活動								
児童会活動								
クラブ活動								
学校行事								

児童氏名
青葉 太郎

小学校用の記入例(P4)を参考にする。

P28⑦ P41⑫

行動の記録

項目	学年	1	2	3	4	5	6	項目	学年	1	2	3	4	5	6
基本的な生活習慣		○	○					思いやり・協力							
健康・体力の向上								生命尊重・自然愛護							
自主・自律								勤労・奉仕		○	○				
責任感		○						公正・公平							
創意工夫								公共心・公徳心							

P41⑪

自立活動の記録

P42⑭ 入学時の障害の状態

第1学年	・教師や友達に朝の挨拶を毎日行うことで習慣化し、スムーズに朝の活動に取り組めるようになった。 ・筋力が付き体幹が安定してきたため、5分間程度を保つことができるようになった。	第4学年	個別の指導計画を踏まえて、以下の事項等から必要な部分について文章で端的に記入する。 ①指導目標、指導内容、指導の成果の概要に関すること。 ②障害の状態に変化が見られた場合、その状況に関すること。 ③障害の状態等を把握するため又は自立活動の成果を評価するために検査を行った場合、その検査結果に関すること。	肢体不自由
第2学年	・バランスボールでの体幹トレーニングを毎日行うことでも10分程度であれば器具を付けて立ち上がることができるようになった。	第5学年		
第3学年		第6学年		

P29⑧ P42⑬

総合所見及び指導上参考となる諸事項

第1学年	・運動会では、学部のダンスのときにポンポンを曲に合わせて左右に振りながら、最後まで参加することができた。 ・給食のストローを配る番のときは、いつも自分からストローを取りに行き、テーブルの友達のマークの所に配ることができた。 ・○○小学校の○○学級との居住地校学習を行い、10月には○○祭りの店と一緒に回ったり、12月にはクリスマス会に参加したりし交流を深めることができた。	第4学年	入学時の障害の状態や程度について必ず記入する。特別支援学校であれば「視覚障害」「聴覚障害」「肢体不自由」「病弱」について記載する。 特別支援学級であれば「視覚障害」「聴覚障害」「肢体不自由」「病弱・身体虚弱」及び「自閉症・情緒障害」について記載する。併せ有する障害がある場合は併記する。 必要であれば診断名や障害の程度及び「言語障害」「学習障害(LD)」「注意欠陥多動性障害(ADHD)」等を記載する。
第2学年	特別支援学校小学部において「交流及び共同学習」を実施している児童について、その相手先の学校名や学級名、実施期間、実施した内容を端的に記入する。	第5学年	
第3学年		第6学年	

P30⑨

出欠の記録

区分 学年	授業日数	出席停止・忌引等の日数	出席しなければならない日数	欠席日数	出席日数	備考
1	198	1	197	4	193	(例) 忌引1 (祖父葬儀) 病欠3 (発熱2, せき1) 事故欠1 (家事都合)
2						
3						
4						小学校の記入例を参考に記入する。
5						
6						

児童氏名	学 校 名	区分	学年	1	2	3	4	5	6
教科等	○○県立○○支援学校	学級	2	1	1				
		整理番号	2	2	2				

P40⑥ 各教科・特別活動・自立活動の記録									
学年 教科等	1	2	3	4	5	6			
生 活	<p>記述は、個別の指導計画に基づいて（題材や単元のみの評価にならないよう注意）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① どのような知識・技能が身に付き（知識及び技能）→¹ ② どのように思考・判断・表現していたか（思考力・判断力・表現力等）→² ③ どのような態度で取り組んでいたか（主体的に学習に取り組む態度）→³ <p>について簡潔に記す。</p> <p style="text-align: center;">IV その他 <様式2について>参照</p>								
国 語									
算 数	<p>(例) 「身の周りにある物の形の大きさに違いがあることに気付き、¹物の大きさに注目しながら、大きい、小さいに分けるなど、²関心を持つて取り組んだ。」</p>								
図 画 工 作									
音 楽									
体 育	<p>(例) 遊具を使って、手足の使い方を学び、教師と一緒に体を動かす楽しさや心地よさを表現し、体を動かすことができた。</p> <p>特別活動の特質や学校として重点化した内容を踏まえ、文章で端的に記述する。「生活年齢」や「個々の学習状況」を踏まえた指導内容の設定を考慮して記載する。</p>								
P41⑩ 特別活動	<p>(例) 教師の言葉掛けで、係としての役割が分かり、連絡袋の名前やマークを確かめながら、教師と一緒に手渡すことができた。</p>								
P41⑪ 自立活動	<p>(例) 指先を見ながら指先でファスナーをつかみ、開閉することができた。スプーンを使い、こぼさずに食べ物を口に運ぶことができる回数が増えてきた。</p> <p>個別の指導計画を踏まえて、以下の事項等から必要な部分について文章で端的に記入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 指導目標、指導内容、指導の成果の概要に関すること。 ② 障害の状態等に変化が見られた場合、その状況に関すること。 ③ 障害の状態を把握するため又は自立活動の成果を評価するために検査を行った場合、その検査結果に関すること。 								

児童氏名	学 校 名	区分	学年	1	2	3	4	5	6
教科等		学級		2	1	1			
		整理番号		2	2	2			

P40⑥ 各教科・特別活動・自立活動の記録									
学年 教科等	1	2	3	4	5	6			
生 活	<p>(例) 一日のおおよその流れが分かり、¹他の児童との関わりを楽しみながら、²集団での役割に关心を持つことができた。</p> <p>(日常生活の指導)</p> <p>校外に出ての学習では、「行先が分かり、²順番に気づき教師の話をしっかりと聞き、³学習に期待感を持ち活動することができた。</p> <p>(生活単元学習)</p> <p>(例) 日直の係の仕事を繰り返し行うことで、¹手順や簡単な挨拶の言葉を覚え、²身近な人の挨拶に反応して、³声を出して答えることができた。</p> <p>(日常生活の指導)</p>								
国 語									
算 数	<p>(例) カレンダーアワークでは¹3までのカードを正確に選択し、²数を用いて暦を示し、³興味をもって取り組むことができた。</p> <p>(日常生活の指導)</p> <p>制作活動では、「友達の人数を数えながら、²必要な準備物を教師と一緒にそろえ、³手渡すことができた。</p> <p>(生活単元学習)</p>								
図 画 工 作									
音 楽									
体 育	<p>(例) 遊具を使って、手足の使い方を学び、教師と一緒に体を動かす楽しさや心地よさを表現し、楽しく体を動かすことができた。</p> <p>(遊びの指導)</p> <p>(体育)</p>								
P41⑩ 特別活動	<p>(例) 教師の言葉掛けで、係としての役割が分かり、連絡袋の名前やマークを確かめながら、教師と一緒に手渡すことができた。</p>								
P41⑪ 自立活動	<p>(例) 指先を見ながら指先でファスナーをつかみ、開閉することができた。</p> <p>スプーンを使い、こぼさずに食べ物を口に運ぶことができる回数が増えてきた。</p>								

各教科等を合わせた指導の形態で評価する場合は、学習指導要領に示す各教科等の目標・内容に照らし、各教科等の評価の観点を踏まえ、個別の指導計画等で具体的に定めた指導内容、実現状況等を箇条書き等により文章で端的に記述する。

記述は、個別の指導計画に基づいて

- ① どのような知識・技能が身に付き(知識及び技能)→¹
- ② どのように思考・判断・表現していたか(思考力・判断力・表現力等)→²
- ③ どのような態度で取り組んでいたか。(主体的に学習に取り組む態度)→³

について簡潔に記す。その際、題材や単元のみの評価にならないように注意する。

IV その他 <様式2について>参照

特別活動の特質や学校として重点化した内容を踏まえ、文章で端的に記述する。
「生活年齢」や「個々の学習状況」を踏まえた指導内容の設定を考慮して記載すること。

自立活動の個別の指導計画を踏まえて、以下の事項等から必要な部分について文章で端的に記入する。

- ① 指導目標、指導内容、指導の成果の概要に関するこ。
- ② 障害の状態等に変化が見られた場合、その状況に関するこ。
- ③ 障害の状態を把握するため又は自立活動の成果を評価するために検査を行った場合、その検査結果に関するこ。

児童氏名	学 校 名	区分	学年	1	2	3	4	5	6
教科等		学級							
		整理番号							

P40⑥

各教科・特別活動・自立活動の記録

学年 教科等	1	2	3	4	5	6
生 活	<p>【日常生活の指導】 (例) ¹一日のおおよその流れが分かり、²他の児童との関わりを楽しながら、³集団での役割に 관심を持つことができた。 日直の係の仕事を繰り返し行うことで、¹手順や簡単な挨拶の言葉を覚え、²身近な人の挨拶に反応して、³声を出して答えることができた。</p> <p>カレンダーワークでは、¹3までのカードを正確に選択し、²数を用いて歴を示し、³興味をもつて取り組むことができた。 (生活・国語・算数)</p> <p>【生活単元学習】 (例) 制作活動では、¹教師や友達と協力して、手や道具を使い、²粘土や絵の具などの感触を楽しながら、³楽しく制作活動をすることができた。 ¹友達の人数を数えながら、²必要な準備物を教師と一緒にそろえ、³手渡すことができた。</p> <p>校外に出ての学習では、「¹行先が分かり、²順番に気付き教師の話をしっかりと聞き、³学習に期待感を持ち活動する」ことができた。 (生活・国語・算数・图画工作)</p>					
国 語						
算 数						
图画工作						
音 楽						
体 育	(例) 遊具を使って、手足の使い方を学び、教師と一緒に体を動かす楽しさや心地よさを表現し、体を動かすことができた。					
P41⑩ 特別活動	(例) 教師の言葉掛けで、係としての役割が分かり、連絡袋の名前やマークを確かめながら、教師と一緒に手渡すことができた。					
P41⑪ 自立活動	(例) 指先を見ながら指先でファスナーをつかみ、開閉することができた。スプーンを使い、こぼさずに食べ物を口に運ぶことができる回数が増えてきた。					

各教科等を合わせた指導の形態で評価する場合は、学習指導要領に示す各教科等の目標・内容に照らし、各教科等の評価の観点を踏まえ、個別の指導計画等で具体的に定めた指導内容、実現状況等を箇条書き等により文章で端的に記述する。

記述は、個別の指導計画に基づいて

- ① どのような知識・技能が身に付き(知識及び技能)→¹
 - ② どのように思考・判断・表現していたか(思考力・判断力・表現力等)→²
 - ③ どのような態度で取り組んでいたか。(主体的に学習に取り組む態度)→³
- について簡潔に記す。その際、題材や単元のみの評価にならないように注意する。

IV その他 <様式2について>参照

特別活動の特質や学校として重点化した内容を踏まえ、文章で端的に記述する。「生活年齢」や「個々の学習状況」を踏まえた指導内容の設定を考慮して記載すること。

自立活動の個別の指導計画を踏まえて、以下の事項等から必要な部分について文章で端的に記入する。

- ① 指導目標、指導内容、指導の成果の概要に関すること。
- ② 障害の状態等に変化が見られた場合、その状況に関すること。
- ③ 障害の状態を把握するため又は自立活動の成果を評価するために検査を行った場合、その検査結果に関すること。

児童氏名	青葉 太郎
------	-------

道徳の評価については、学習活動における生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を個人内評価として文章で端的に記述する。特別支援学校学習指導要領(総則編)解説のP317~「2 指導内容の重点化(小学部)」を参考に記載すること。(Q&A 参照)

P41⑦

特別の教科 道徳

学習状況及び道徳性に係る成長の様子

第1学年	(例) 授業の始まりを知らせるタイマーの音を聞いて、自分の席へ座 MERCHANTABILITY ことができるようになった。	第4学年	
第2学年		第5学年	
第3学年		第6学年	

P42⑭

行動の記録

入学時の障害の状態

第1学年	(例) 登校時や下校時に「おはようございます」「さようなら」と教師や友達に自分から進んで挨拶することができた。	第		知的障害
第2学年	小学校(小学部)用の行動の記録の記載例を参考にして文章で端的に記入する。			入学時の障害の状態や程度について記入する。特別支援学校であれば「知的障害」と記載する。
第3学年				併せ有する障害がある場合は、特別支援学校であれば他の4障害「視覚障害」「聴覚障害」「肢体不自由」「病弱」を併記するとともに、上段に主障害を記載すること。 特別支援学級であれば「知的障害」と記載し、併せ有する障害がある場合は「視覚障害」「聴覚障害」「肢体不自由」「病弱・身体虚弱」及び「自閉症」や「情緒障害」を記入する。併せ有する障害がある場合は特別支援学校と同様に記載する。 必要であれば「言語障害」「学習障害(LD)」「注意欠陥多動性障害(ADHD)」等を記入する。

P42⑯

総合所見及び指導上の参考となる諸事項

第1学年	(例) 視覚的なタイマーを活用したり、絵カードによりスケジュールを提示したりすることで、学習や活動に見通しを持つことができ、最後まで参加できることが増えた。 ○○小学校の○○学級の児童と一緒に7月に生活単元学習「七夕祭りをしよう」を行った。七夕の歌を歌ったり、七夕飾りを色紙で作ったりすることができます。	第4学年		児童の成長の状況を総合的にとらえ、文章で箇条書き等により端的に記述すること。 * 今後の学習指導等を進めいく上で必要な情報を精選し記述すること。 * 児童の優れている点や長所、進歩の状況を取り上げる。児童の努力を要する点などもその後の指導において特に配慮が必要であれば記入する。
第2学年	特別支援学校小学部において「交流及び共同学習」を実施している児童について、その相手先の学校名や学級名、実施期間、実施した内容を端的に記入する。	第5学年		
第3学年		第6学年		

P30⑨

出欠の記録

区分 学年	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数	備考
1	198	1	197	5	192	(例) 忌引1 (祖父葬儀) 病欠3 (腹痛2, 小児科通院1) 事故欠2 (家事都合)
2						
3						
4						
5						
6						

小学校の記入例を参考に記入する。

[視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校]

[知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校]

中 学 部 生 徒 指 導 要 錄 (参 考 様 式)

様式1 (学籍に関する記録)

記入例

特別支援学級に在籍している生徒については、障害種又は学級名(例:A, あおば)を記載する。

区分	学年	1	2	3
学級	2	3	1	
整理番号	3	4	5	

学 稽					
P20① 生 徒	ふりがな 氏 名	くりこま 栗駒 はな	性 別 女	他の中学校等から転入してきた場合について、その年月日、学年及び事由等を記入する。 P21④ 入学・編入学等 P22⑤ 転 入 学 P23⑥ 転学・退学等 P24⑦ 卒 業 P24⑧	
	生年月日	平成20年 1月 23日生			
	現住所	宮城県○○郡○○町本町三丁目8番1号			
P20② 保 護 者	ふりがな 氏 名	くりこま 栗駒 なつ			
	現住所	生徒の欄に同じ			
中学部から同じ学校の高等部に進学した場合も記入する。					
P20③ 入学前の経歴	宮城県立○○支援学校小学部卒業		進 学 先 就 職 先 等	○○県立○○支援学校高等部 ○○県○○郡○○町上杉一丁目2番3号	
			P24⑨		
P24⑩ 校長氏名印	○○病院入院のため (拓桃、西多賀、山元支援学校の転学の場合)				
	宮城県立○○支援学校 宮城県○○郡○○町上杉一丁目2番3号				
年 度					
P25⑪ 学級担任者 氏 名 印	令和2年度		令和3年度	令和4年度	
	区分 学年		1	2	3
岩 沼 亘 (4月～12月) 藏 王 登 (1月～3月)		蔵王 登 		岩出山 大和	
船 形 大 河 (4月～7月) 刈 田 泉 (8月～3月)		名取 けやま 		川崎 ゆき	
中学校の記入例に準ずる。					

生徒氏名	学校名	区分	学年	1	2	3
栗駒 はな	宮城県立○○支援学校	学級	2	3	1	
		整理番号	3	4	5	

各教科の学習の記録												
教科	観点	学年	1	2	3	教科	観点	学年	1	2	3	
国語	知識・技能	B	B			P35③ 特別の教科 道徳	知識・技能					
	思考・判断・表現	B	B				思考・判断・表現					
	主体的に学習に取り組む態度	B	B				主体的に学習に取り組む態度					
	評定 P35②	3	3				評定					
社会	知識・技能	B	B			P41⑦ 学習状況及び道徳性に係る成長の様子	1					
	思考・判断・表現	B	B				2					
	主体的に学習に取り組む態度	B	B				3					
	評定	3	3									
数学	知識・技能	B	B			P35④	1					
	思考・判断・表現	C	B				2					
	主体的に学習に取り組む態度	C	B				3					
	評定	2	3									
理科	知識・技能	B	B			P41⑨ 総合的な学習の時間の記録	1					
	思考・判断・表現	B	B				2					
	主体的に学習に取り組む態度	B	B				3					
	評定	3	3									
音楽	知識・技能	A	A			P41⑨ 総合的な学習の時間の記録	1					
	思考・判断・表現	A	A				2					
	主体的に学習に取り組む態度	A	A				3					
	評定	5	5									
美術	知識・技能	A	A			P41⑨ 総合的な学習の時間の記録	1					
	思考・判断・表現	A	A				2					
	主体的に学習に取り組む態度	A	A				3					
	評定	5	5									
保健体育	知識・技能	B	B			P36⑤ 特別活動の記録	1					
	思考・判断・表現	B	B				2					
	主体的に学習に取り組む態度	B	B				3					
	評定	3	3									
技術・家庭	知識・技能	A	B			P36⑤ 特別活動の記録	内 容	観点	学年	1	2	3
	思考・判断・表現	A	B				1					
	主体的に学習に取り組む態度	A	B				2					
	評定	5	3				3					
外国語	知識・技能	B	B			P36⑤ 特別活動の記録	学級活動					
	思考・判断・表現	B	B				生徒会活動					
	主体的に学習に取り組む態度	B	B				学校行事					
	評定	3	3									

P35① P40⑥

P35③ 特別の教科 道徳

P41⑦ 学習状況及び道徳性に係る成長の様子

P35④

P41⑨ 総合的な学習の時間の記録

選択教科を実施する場合は記入する。

中学校用の記載例を参考にすること。中学校の教育課程に準ずる教育を実施している場合は、観点別学習状況及び評定について記入すること。

P36⑤ 特別活動の記録

生徒氏名
栗駒 はな

中学校(中学部)用の記載例を参考にする。

P37⑥ P41⑫		行 動 の 記 錄								
項目	学年	1	2	3	項目	学年	1	2	3	
基本的な生活習慣		○	○		思いやり・協力					
健康・体力の向上					生命尊重・自然愛護					
自主・自律					勤労・奉仕		○			
责任感	個別の指導計画を踏まえて記入する。 小学部用(P10)参照				公正・公平					
創意工夫					公共心・公徳心					
P41⑪		自 立 活 動 の 記 錄							入学時の障害の状態	
第1学年	(例) 白杖の使い方を知ることで、感触や音の違いを手掛かりに昇降口から教室まで一人で歩くことができるようになった。 話し手の方に体を向けて話すなど、会話をしている人へ意識を向けた言動ができるようになってきている。							P42⑭ 視覚障害		
第2学年	入学時の障害の状態や程度について記入する。特別支援学校の場合は「視覚障害」「聴覚障害」「肢体不自由」「病弱」について記載する。併せ有する障害がある場合は、主障害を上段に記載する。 特別支援学級の場合は「視覚障害」「聴覚障害」「肢体不自由」「病弱・身体虚弱」及び「自閉症・情緒障害」について記載する。併せ有する障害がある場合は特別支援学校同様に併記する。 必要であれば「言語障害」「学習障害(LD)」「注意欠陥多動性障害(ADHD)」等を記載する。									
第3学年										
P37⑦ P42⑬		総 合 所 見 及 び 指 導 上 参 考 と な る 諸 事 項								
第1学年	(例) 文化祭の総合司会を担当し、合唱コンクールの指揮者や伴奏者の紹介や各学年の発表などを落ち着いて紹介することができ、人前で話すことに自信を持つことができた。									
第2学年										
第3学年										
P38⑧ 出 欠 の 記 錄										
区分	授業日数	出席停止・忌引等の日数	出席しなければならない日数	欠席日数	出席日数	備考				
学年										
1	199	3	196	10	186	(例) 出席停止 3 (インフルエンザ) 病欠 10 (眼科通院 8, 検査入院 2)				
2										
3						中学校の記入例を参考に記入する。				

生徒氏名	学 校 名	区分	学年	1	2	3
		学級	2	3	1	
		整理番号	2	2	2	

P40⑥

各教科・特別活動・自立活動の記録

学年 教科等	1	2	3
国語			
社会			
数学			
理科			
音楽			
美術			
保健体育			
職業・家庭			
その他	※外国語科など学校の判断で必要な教科を設けている場合記入。		
P41⑩ 特別活動		特別活動の特質や学校として重点化した内容を踏まえ、文章で端的に記述する。 「生活年齢」や「個々の学習状況」を踏まえた指導内容の設定を考慮して記載すること。	
P41⑪ 自立活動		自立活動の個別の指導計画を踏まえて、以下の事項等から必要な部分について文章で端的に記入する。 ① 指導目標、指導内容、指導の成果の概要に関すること。 ② 障害の状態等に変化が見られた場合、その状況に関すること。 ③ 障害の状態を把握するため又は自立活動の成果を評価するために検査を行った場合、その結果に関すること。	

生徒氏名	栗駒 はな子
------	--------

道徳の評価については、学習活動における生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を個人内評価として文章で端的に記述する。特別支援学校学習指導要領解説のP323～「2 指導内容の重点化(中学部)」を参考に記載する。

P41⑦

特別の教科 道徳

学習状況及び道徳性に係る成長の様子

第1学年 (例) 公園や駅など公共の場所では、周りに迷惑が掛からないようにマナーを守って行動することの大切さに気付き、校外学習のときは友達と互いに注意し合いながら活動することができた。

第2学年

第3学年 総合的な学習の時間の目標を踏まえ、各学校において具体的に定めた目標、内容に基づいて記入する。

P41⑨

総合的な学習の時間の記録

入学時の障害の状態

学年	学習活動	観点	評価	入学時の障害の状態
1	(例) ○○プロジェクト	(例) 思考・判断・表現	(例) 地域の方の協力を得ながら任された清掃箇所を丁寧に掃除するとともに、まだ終わっていない箇所の手伝いを進んで行った。	P41⑭

入学時の障害の状態や程度について記入する。特別支援学校の場合は「知的障害」と記載する。

併せ有する障害がある場合は、特別支援学校であれば他の4障害「視覚障害」「聴覚障害」「肢体不自由」「病弱」を併記するとともに、上段に主障害を記載する。

特別支援学級の場合は「知的障害」と記載し、併せ有する障害がある場合は「視覚障害」「聴覚障害」「肢体不自由」「病弱・身体虚弱」及び「自閉症」や「情緒障害」を記入する。併せ有する障害がある場合は特別支援学校と同様に主障害を上段に記載する。

必要であれば「言語障害」「学習障害(LD)」「注意欠陥多動性障害(ADHD)」等を記載する。

P41⑫

行動の記録

第1学年 (例) 給食の前になると自分から進んで手洗いをし、はしやおしごりの準備ができるようになった。おしごりの絞り方が上手にならなかったので台ふきんも一緒に準備し、進んでみんなの机やテーブルを拭くようになった。

第2学年

第3学年 中学校用の行動の記録の記載例を参考にして文章で端的に記入する。

P42⑯

総合所見及び指導上参考となる諸事項

第1学年 (例) 教室にあるシクラメンを見るのが好きで、毎日の水やりや花や葉がしおれると丁寧に取り除くなど進んでお世話をし、いつもきれいな状態にするので、みんなが気持ちよく過ごすことができた。
○○中学校○年生との居住地校学習(○月、○月)では、音楽の学習に参加し、同級生と一緒に合唱や琴の演奏に取り組んだ。
○○造形展に生活単元学習で製作した紙粘土の作品「恐竜ランド」を出品し、造形賞を受賞した。

第2学年 生徒の成長の状況を総合的にとらえ、文章で箇条書き等により端的に記述する。

- * 今後の学習指導等を進めていく上で必要な情報を精選し記述する。

- * 生徒の優れている点や長所、進歩の状況を取り上げる。生徒の努力を要する点などもその後の指導において特に配慮が必要であれば記入する。

特別支援学校のみ記載する。

中学校の記入例を参考に記入する。

P38⑧

出欠の記録

備考

区分 学年	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数	備考
1	200	5	195	3	192	(例) 出席停止5(流行性耳下腺炎)、病欠3(風邪1、頭痛2)
2						
3						

II 指導要録記入上の留意事項

1 様式1 学籍に関する記録 小学校・中学校・特別支援学校 共通

- 学籍に関する記録については、原則として学齢簿の記載に基づき、学年当初及び異動の生じた時に記入する。
なお、以下の○番号は、記入例の各欄の番号である。

① 「児童生徒」の欄

- 児童（生徒）の氏名、生年月日、性別及び現住所を、学齢簿に基づき記入する。性別は、男又は女と記入する。
- 氏名及び現住所などを変更した場合には、黒二本線で消して、新氏名あるいは新住所などを記入する。この場合、訂正印は不要。
- 外国人児童（生徒）の場合は、母語表記もしくはローマ字による表記と、原音に近い振り仮名（片仮名でもよい）の表記を記入する（保護者の欄も同じ）。

② 「保護者」の欄

- 「氏名」の欄には、児童（生徒）に対して親権を行う者を、親権を行う者のいないときは、後見人を記入する。
- 親権を行う者は、父母2人であるが、この欄には、学齢簿に基づき、実質的に親権を行っている父又は母のいずれか一方を書く。
- 父母の離婚等で保護者の変更があった場合、父母からの口頭による申し出等によって親権者を訂正するのではなく、学齢簿に基づいて行う。その際、学齢簿に記載されている変更年月日を指導要録に記入する。
- 「現住所」については、児童（生徒）の現住所と同一の場合には「児童（生徒）の欄に同じ」と略記する。

③ 「入学前の経歴」の欄

- 小学校及び特別支援学校小学部（以下、「小学校等」という。）に入学するまでの教育又は保育関係の略歴（在籍していた幼稚園、特別支援学校幼稚部、保育所又は認定こども園等の名称及び在籍期間等）を記入する。
- 外国において受けた教育の実情なども記入する（中学校も同じ）。
- 中学校及び特別支援学校中学部（以下、「中学校等」という。）に入学するまでの教育関係の略歴（在籍していた小学校又は特別支援学校小学部の学校名及び卒業時期等）を記入する。
- 託児所等については、この欄に記入せず、教育的配慮を十分行ってなお必要とされるものについてのみ「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に記入するが、その際には、プライバシー保護の観点に十分配慮する。

- ・ 障害により、児童発達支援事業所との並行保育をしていた場合には、どちらか主となっていた方を記入する。

〈記入例:入学前の経歴〉

・ 公立幼稚園の場合

平成 29 年 4 月～令和元年 3 月
○○町○○一丁目 1 番 2 号
○○町立みやぎ幼稚園に在園

・ 私立幼稚園の場合

平成 29 年 4 月～令和元年 3 月
○○市○○一丁目 1 番 3 号
私立ひまわり幼稚園に在園

・ 保育園(所) の場合

平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月
○○市○○町二丁目 1 番 3 号
○○市立さくら保育所に在所

・ 認定こども園の場合

平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月
○○町二丁目 1 番 4 号
○○町認定こども園○○に在園

・ 児童発達支援事業所が主の場合

平成 30 年 4 月～令和 2 年 3 月
○○市○○三丁目 1 番 4 号
○○園に在園（児童発達支援事業所名）

・ 外国の学校で教育を受けた場合

2013 年 4 月～2014 年 3 月
アメリカ合衆国○○市
○○スクールに在籍

・ 在外日本人学校に在学した場合

2013 年 4 月～2014 年 3 月
アメリカ合衆国○○市
○○日本人学校に在学

・ 小学校卒業の場合

○○市立青葉小学校卒業

④ 「入学・編入学等」の欄

(ア) 「入学」は児童(生徒)が第 1 学年に入学した年月日を記入する。

- ・ この年月日は、市町村立学校にあっては、市町村等教育委員会が通知した入学期日、その他の学校にあっては、学校において定めた入学期日を記入する。この場合は「第 学年編入学」の文字を二本線で削除する。
- ・ 期日に遅れて出校した場合にも、指定の入学期日を記入する。この場合は「第 学年編入学」の文字を二本線で削除する。
- ・ 他の学校に入学した者が第 1 学年の中途以降に転入した場合は、この欄に記入せず、「転入学」の欄に記入する。

- 出校するに至るまでの日数の扱いは、通知の遅延などの特別の理由がない限り、欠席日数として算出する。ただし、休業日は除く。
- (注) 「市」は特別区を含む。「町村立」は組合立も含む。

〈記入例：入学の場合〉

入学・編入学等	令和 2 年 4 月 1 日 第 1 学年 入学 第 1 学年編入学
---------	--

二重線で抹消

(イ) 「編入学等」は、第 1 学年の途中又は第 2 学年以上の学年に、次のような児童（生徒）が移った場合などである。

- 外国にある学校などで学んでいた児童（生徒）が帰国して日本の義務教育を受けるようになった場合。
- 児童自立支援施設若しくは少年院に入院していた児童（生徒）が移ってきた場合。
- 義務教育の猶予・免除を受けていた者が、事由の消滅により就学義務が発生した場合。

これらの場合は、児童（生徒）がその学校に入った年月日（教育委員会が指定）と学年を記入し、「第 1 学年入学」の文字を二本線で削除する。また、編入学等の場合は、それぞれの理由や事情が異なるので、その事由等や編入学以前の教育状況については、必要があれば下の余白または、「総合所見及び指導上参考になる諸事項」欄に記入する。

〈記入例：編入学の場合〉

入学・編入学等	令和 2 年 10 月 1 日 第 1 学年 入学 第 4 学年編入学 アメリカ合衆国○○市より帰国 年齢相当である第 4 学年に編入学
---------	---

二重線で抹消

⑤ 「転入学」の欄

- 他の小・中学校等（特別支援学校の小、中学部を含む）から転校してきた場合のみ記入し、外国にある学校や児童自立支援施設等から移った場合などは、この欄に記入せずに、「入学・編入学等」の欄に編入学等の場合として記入する。
- この欄には、転入学の年月日、転入学年、前に在学していた学校名、所在地及び転入学の事由等を記入する。

<記入例：転入学>

転 入 学	令和 2 年 8 月 26 日 第 3 学年転入学 東京都中央区○○小学校 東京都中央区○○一丁目 1 番 1 号 転居のため
-------	--

⑥ 「転学・退学等」の欄

- 上記の④及び⑤以外の異動について記入する。
- 他の小・中学校等（特別支援学校の小、中学部を含む）に転学する場合には、そのために学校を去った年月日をこの欄の上部括弧内に、また下部には転学先の学校が受け入れた年月日の前日を記入し、その学校名、転入学年、所在地及びその事由等を記入する。
- 在外教育施設や外国の学校に入るために退学する場合又は学齢（満 15 歳に達した日の属する学年の終わり）を超過している児童（生徒）が退学する場合は、校長が退学を認めた年月日及びその事由を記入する。
- 児童自立支援施設への入所など就学義務が猶予・免除される場合又は児童（生徒）の居所が 1 年以上不明である場合には、在学しない者として取り扱い、校長が在学しない者と認めた年月日を括弧内に記入し、その事由等を併せて記入する。

(ア) 転居等の理由で転学する場合

<記入例>

転学・退学等	(令和 2 年 7 月 21 日)	学校を去った日
	令和 2 年 8 月 26 日 東京都中央区○○小学校 第 3 学年転学 東京都中央区○○一丁目 1 番 1 号 保護者転勤のため	転出先学校が受け入れた日の前日

(イ) 就学先を変更する場合

<記入例>

転学・退学等	(令和 2 年 3 月 31 日) 令和 2 年 4 月 1 日 宮城県立○○支援学校第 3 学年転学 宮城県○○市○○五丁目 1 番 1 号 保護者転勤のため ○○市教育委員会の就学判断及び本人保護者との 合意形成が図られたため	併設の病院へ入院のための転学（拓桃支援学校、西多賀支援学校、山元支援学校）の場合には、事由に「○○病院入院のため」と記載する。
--------	---	---

(ウ) 外国にある学校などに入るために退学する場合

- ・ 校長が退学と認めた日を括弧の記入欄の下部に記入し、その事由等を併せて記入する。

<記入例>

転学・退学等	(令和 年 月 日) 令和 2 年 8 月 26 日 アメリカ合衆国○○市 ○○日本人学校入学のため 父転勤による転居のため
--------	--

校長が退学と認めた日

(エ) 児童自立支援施設、少年院入院などによる就学の猶予又は免除をする場合又は1年以上居所が不明である場合

- ・ 保護者の申し出により、市町村教育委員会が就学の猶予又は免除すると認めた年月日を上部括弧内に記入し、下部の余白にその事由等を記入する。

<記入例>

転学・退学等	(令和 2 年 9 月 10 日) 令和 年 月 日 令和元年8月26日より居住地不明のため
--------	--

市町村教育委員会が就学猶予又は免除すると認めた日

⑦ 「卒業」の欄

- ・ 教育委員会の管理規則に基づき、校長が卒業を認定した年月日（原則として3月末であることが適当である。）を記入する。

⑧ 「進学先、就職先等」の欄

(ア) 小学校は「進学先」の欄

- ・ この欄は、児童の進学した中学校等の名及び所在地を記入する。

(イ) 中学校は「進学先、就職先等」の欄

- ・ この欄は、生徒の進学した高等学校（特別支援学校の高等部等を含む）又は各種学校等の名及び所在地を記入する。
- ・ 就職した者については、就職先の事業所名及び所在地を記入し、就職しながら進学した者については、進学先と就職先の両方を記入する。
- ・ 家事又は家業に従事した者については、その旨及びその職種を記入する。
- ・ 卒業の際、進路が決定していない者については、確定した際記入する。
- ・ 学齢の超過による退学の場合には、退学後の状況もこの欄に記入する。

⑨ 「学校名及び所在地」の欄

- ・ この欄には、学校名及び所在地を記入する。
- ・ 分校の場合には、本校名及び所在地を記入するとともに、分校名、所在地及び在学した学年を併せて記入する。
- ・ 学校名は「宮城県〇〇市立〇〇小学校」、「学校法人〇〇学園〇〇小学校」等のように国・公・私立の別が明らかになるように記入する。また、所在地は略さずに記入する。

※ 分校の場合に、指導要録の作成の責任が校長にあることから、本校名及び所在地を記入した上で、その下部に分校名、所在地及び在学した学年を記入する。なお、この欄の学校名・所在地の記入に当たっては、ゴム印等を使用することは差し支えない。

<記入例：分校名、所在地等>

学校名 及 び 所在地 (分校名・所在地等)	宮城県〇〇市立〇〇小学校 宮城県〇〇市本町一丁目 1 番 1 号 〇〇市立〇〇小学校〇〇分校 宮城県〇〇市字〇〇 1 2 3 番地 (第 1 学年～第 4 学年)
---------------------------------	---

※ 学校名、所在地に変更があった場合には、旧学校名、所在地を二本線で消し、新学校名と新所在地を記入し、異動のあった年月日と事由を余白に記入する。

<記入例: : 校名及び所在地の変更があった場合>

学校名 及 び 所在地 (分校名・所在地等)	宮城県〇〇市立吉町小学校 宮城県〇〇市立新町小学校 宮城県〇〇市吉町二丁目 2 番 2 号 宮城県〇〇市新町一丁目 1 番 1 号 学校統合により校名・所在地名変更 (H31. 4. 1)
---------------------------------	---

⑩ 「校長氏名印、学級担任者氏名印」の欄

- ・ この欄は、指導要録の作成義務がある校長と、実際の記入に当たる学級担任者の氏名を記入して、その責任を明らかにしようとするものである。
- ・ 各年度に校長の氏名、学級担任者の氏名を記入し、指導要録の記入が完了した学年末か、転学・退学をした時にそれぞれ押印する。
- ・ 同一年度内に校長又は学級担任者が代わった場合には、その都度後任者の氏名を併記する。
- ・ 記入内容に関する責任を明確にするため、記入が完了した学年末又は転学、退学時の校長及び学級担任が記名押印する。

2 様式2 指導に関する記録

(1) 小学校編

○ 「各教科の学習の記録」の欄

観点別学習状況及び評定について記入する。

なお、以下の○番号は、記入例の各欄の番号である。

① 「観点別学習状況」の欄

小学校学習指導要領（平成29年度文部科学省告示第63号）に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を観点ごとに評価し、A, B, Cの記号により記入する。

その際、「十分満足できる」状況と判断されるものをA、「おおむね満足できる」状況と判断されるものをB、「努力を要する」状況と判断されるものをCとする。

各教科の評価の観点について、設置者は、小学校学習指導要領等を踏まえ、設定する。

また、各学校において観点を追加して記入できる。

② 「評定」の欄

第3学年以上の各学年の各教科の学習の状況について、小学校学習指導要領等に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を総括的に評価し記入する。

各教科の評定は、小学校学習指導要領等に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を「十分満足できる」状況と判断されるものを3、「おおむね満足できる」状況と判断されるものを2、「努力を要する」状況と判断されるものを1のように区別して評価を記入する。

評定に当たっては、評定は各教科の学習の状況を総括的に評価するものであり「(1) 観点別学習状況」において掲げられた観点は、分析的な評価を行うものとして各教科の評定を行う場合において基本的な要素となるものであることに十分留意する。その際、評定の適切な決定方法等については、各学校において定める。

③ 「特別の教科 道徳」の欄

小学校等における道徳科の評価については、28文科初第604号「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」に基づき、学習活動における児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を個人内評価として文章で端的に記述する。

④ 「外国語活動の記録」の欄

小学校における外国語活動の記録については、評価の観点を記入した上で、それらの観点に照らして、児童の学習状況に顕著な事項がある場合にその特徴を記入する等、児童にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記述する。

評価の観点については、設置者が、小学校学習指導要領等に示す外国語活動の目標を踏まえ、以下を参考に設定する。

【評価の観点及びその趣旨】

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
趣旨	外国語を用いた体験的な活動を通して、日本語と外国語の音声の違いなどに気付いている。 外国語の音声に慣れ親しんでいる。	身近で簡単な事柄について、外国語に触れ、自分の気持ちを伝え合っている。	外国語を通して、外国の文化などに触れながら、言語への関心を高め、進んでコミュニケーションを図ろうとしている。

⑤ 「総合的な学習の時間の記録」の欄

小学校における総合的な学習の時間の記録については、この時間に行った学習活動及び各学校が自ら定めた評価の観点を記入した上で、それらの観点のうち、児童の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等、児童にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記述する。

評価の観点については、小学校学習指導要領等に示す総合的な学習の時間の目標を踏まえ、各学校において具体的に定めた目標、内容に基づいて以下を参考に定める。

評価の観点については、中学校学習指導要領等に示す総合的な学習の時間の目標を踏まえ、各学校において具体的に定めた目標、内容に基づいて「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）30文科初第1845号別紙4」（以下、「別紙4」と表記）を参考に定める。

【評価の観点及びその趣旨】

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
趣旨	探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識や技能を身に付け課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解している。	実社会や実生活の中から問い合わせを行いだし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現している。	探究的な学習に主体的・協働的に取り組もうとしているとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとしている。

⑥ 「特別活動の記録」の欄

小学校及び特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）小学部における特別活動の記録については、各学校が自ら定めた特別活動全体に係る評価の観点を記入した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に、○印を記入する。

評価の観点については、小学校学習指導要領等に示す特別活動の目標を踏まえ、各学校において以下を参考に定める。その際、特別活動の特質や学校として重点化した内容を踏まえ、例えば「主体的に生活や人間関係をよりよくしようとする態度」など

のように、より具体的に定めることも考えられる。記入に当たっては、特別活動の学習が学校や学級における集団活動や生活を対象に行われるという特質に留意する。

【評価の観点及びその趣旨】

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
趣旨	多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や、活動を行う上で必要となることについて理解している。自己の生活の充実・向上や自分らしい生き方の実現に必要となることについて理解している。よりよい生活を築くための話し合い活動の進め方、合意形成の図り方などの技能を身に付けている。	所属する様々な集団や自己の生活の充実・向上のため、問題を発見し、解決方法について考え、話し合い、合意形成を図ったり、意思決定をしたりして実践している。	生活や社会、人間関係をよりよく築くために、自主的に自己の役割や責任を果たし、多様な他者と協働して実践しようとしている。主体的に自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとしている。

⑦ 「行動の記録」の欄

小学校における行動の記録については、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動やその他学校生活全体にわたって認められる児童の行動について、設置者は、小学校学習指導要領等の総則及び道徳科の目標や内容、内容の取扱いで重点化を図ることとしている事項等を踏まえて示している以下を参考にして、項目を適切に設定する。また、各学校において、自らの教育目標に沿って項目を追加できるようとする。

各学校における評価に当たっては、各項目の趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合に、○印を記入する。

【評価の観点及びその趣旨】

項目	学年	趣旨
基本的な生活習慣	第1学年及び第2学年	安全に気を付け、時間を守り、物を大切にし、気持ちのよいあいさつを行い、規則正しい生活をする。
	第3学年及び第4学年	安全に努め、物や時間を有効に使い、礼儀正しく節度のある生活をする。
	第5学年及び第6学年	自他の安全に努め、礼儀正しく行動し、節度を守り節制に心掛ける。
健康・体力の向上	第1学年及び第2学年	心身の健康に気を付け、進んで運動をし、元気に生活をする。
	第3学年及び第4学年	心身の健康に気を付け、運動をする習慣を身に付け、元気に生活をする。
	第5学年及び第6学年	心身の健康の保持増進と体力の向上に努め、元気に生活をする。

自主・自律	第1学年及び第2学年	よいと思うことは進んで行い、最後までがんばる。
	第3学年及び第4学年	自らの目標を持って進んで行い、最後までねばり強くやり通す。
	第5学年及び第6学年	夢や希望を持ってより高い目標を立て、当面の課題に根気強く取り組み、努力する。
責任感	第1学年及び第2学年	自分でやらなければならないことは、しっかりと行う。
	第3学年及び第4学年	自分の言動に責任を持ち、課せられた役割を誠意を持って行う。
	第5学年及び第6学年	自分の役割と責任を自覚し、信頼される行動をする。
創意工夫	第1学年及び第2学年	自分で進んで考え、工夫しながら取り組む。
	第3学年及び第4学年	自分でよく考え、課題意識を持って工夫し取り組む。
	第5学年及び第6学年	進んで新しい考え方や方法を求め、工夫して生活をよりよくしようとする。
思いやり・協力	第1学年及び第2学年	身近にいる人々に温かい心で接し、親切にし、助け合う。
	第3学年及び第4学年	相手の気持ちや立場を理解して思いやり、仲よく助け合う。
	第5学年及び第6学年	思いやりと感謝の心を持ち、異なる意見や立場を尊重し、力を合わせて集団生活の向上に努める。
生命尊重・自然愛護	第1学年及び第2学年	生きているものに優しく接し、自然に親しむ。
	第3学年及び第4学年	自他の命を大切にし、命や自然のすばらしさに感動する。
	第5学年及び第6学年	自他の命を大切にし、自然を愛護する。
勤労・奉仕	第1学年及び第2学年	手伝いや仕事を進んで行う。
	第3学年及び第4学年	働くことの大切さを知り、進んで働くようにする。
	第5学年及び第6学年	働くことの意義を理解し、人や社会の役に立つことを考え、進んで仕事や奉仕活動をする。
公正・公平	第1学年及び第2学年	自分の好き嫌いや利害にとらわれないで行動する。
	第3学年及び第4学年	相手の立場に立って公正・公平に行動する。
	第5学年及び第6学年	だれに対しても差別をすることや偏見を持つことなく、正義を大切にし、公正・公平に行動する。
公共心・公徳心	第1学年及び第2学年	約束やきまりを守って生活し、みんなが使うものを大切にする。
	第3学年及び第4学年	約束や社会のきまりを守って公徳を大切にし、人に迷惑を掛けないように心掛け、のびのびと生活する。
	第5学年及び第6学年	規則を尊重し、公徳を大切にするとともに、我が国や郷土の伝統と文化を大切にし、学校や人々の役に立つことを進んで行う。

⑧ 「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄

小学校等における総合所見及び指導上参考となる諸事項については、児童の成長の状況を総合的に捉えるため、以下の事項等を文章で箇条書き等により端的に記述する

こと。特に【4】のうち、児童の特徴・特技や学校外の活動等については、今後の学習指導等を進めていく上で必要な情報に精選して記述する。

- 【1】 各教科や外国語活動、総合的な学習の時間の学習に関する所見
- 【2】 特別活動に関する事実及び所見
- 【3】 行動に関する所見
- 【4】 児童の特徴・特技、学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動、学力について標準化された検査の結果等指導上参考となる諸事項
- 【5】 児童の成長の状況に関わる総合的な所見

記入に際しては、児童の優れている点や長所、進歩の状況などを取り上げることに留意する。ただし、児童の努力を要する点などについても、その後の指導において特に配慮を要するものがあれば端的に記入する。

さらに、障害のある児童や日本語の習得に困難のある児童のうち、通級による指導を受けている児童については、通級による指導を受けた学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導の内容や結果等を端的に記入する。通級による指導の対象となっていない児童で、教育上特別な支援を必要とする場合については、必要に応じ、効果があったと考えられる指導方法や配慮事項を端的に記入する。なお、これらの児童について個別の指導計画を作成している場合において当該指導計画に上記に関わる記載がなされている場合には、その写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能である。

⑨ 「出欠の記録」の欄

以下の事項を記入する。

(ア) 授業日数

児童の属する学年について授業を実施した年間の総日数を記入する。学校保健安全法第20条の規定に基づき、臨時に、学校の全部又は学年の全部の休業を行うこととした日数は授業日数には含めない。

この授業日数は、原則として、同一学年のすべての児童につき同日数とすることが適当である。ただし、転学又は退学等をした児童については、転学のため学校を去った日又は退学等をした日までの授業日数を記入し、転入学又は編入学等をした児童については、転入学又は編入学等をした日以後の授業日数を記入する。

(イ) 出席停止・忌引等の日数

以下の日数を合算して記入する。

- ・ 学校教育法第35条による出席停止日数、学校保健安全法第19条による出席停止日数並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条、第20条、第26条及び第46条による入院の場合の日数
- ・ 学校保健安全法第20条により、臨時に学年の中の一部の休業を行った場合の日数

- ・ 忌引日数
- ・ 非常変災等児童又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数
- ・ その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

(ウ) 出席しなければならない日数

授業日数から出席停止・忌引等の日数を差し引いた日数を記入する。

(エ) 欠席日数

出席しなければならない日数のうち病気又はその他の事故で児童が欠席した日数を記入する。

(オ) 出席日数

出席しなければならない日数から欠席日数を差し引いた日数を記入する。

なお、学校の教育活動の一環として児童が運動や文化などに関わる行事等に参加したものと校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができます。

(カ) 備考

出席停止・忌引等の日数に関する特記事項、欠席理由の主なもの、遅刻、早退等の状況その他の出欠に関する特記事項等を記入する。

<参考>

不登校児童生徒の出席の扱いについては、次のとおりである。[〔不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）令和元年10月25日元文科初第698号〕（別記1）義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて](#)

1 趣旨

不登校児童生徒の中には、学校外の施設において相談・指導を受け、社会的な自立に向け懸命の努力を続けている者もおり、このような児童生徒の努力を学校として評価し支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、これらの施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることとする。

2 出席扱い等の要件

不登校児童生徒が学校外の施設において相談・指導を受けるとき、下記の要件を満たすとともに、当該施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

- (1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2) 当該施設は、教育委員会等が設置する教育支援センター等の公的機関とするが、公的機関での指導の機会が得られないあるいは公的機関に通うことが困難な場合で本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合は、民間の相談・指導施設も考慮されてよいこと。

ただし、民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断する

ものとすること。このため、学校及び教育委員会においては、「民間施設についてのガイドライン」(別添3)を参考として、上記判断を行う際の何らかの目安を設けておくことが望ましいこと。

- (3) 当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とすること。
- (4) 学校外の公的機関や民間施設における学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいこと。なお、評価の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるのではないか、児童生徒のおかれている多様な学習環境を踏まえ、その学習状況を文章記述するなど、次年度以降の児童生徒の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めることが求められるものであること。

また、不登校児童生徒が自宅においてＩＣＴ等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについては次のとおりである。

1 趣旨

不登校児童生徒の中には、学校への復帰を望んでいるにもかかわらず、家庭にひきこもりがちであるため、十分な支援が行き届いているとは言えなかつたり、不登校であることによる学習の遅れなどが、学校への復帰や中学校卒業後の進路選択の妨げになっていたりする場合がある。このような児童生徒を支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たした上で、自宅において教育委員会、学校、学校外の公的機関又は民間事業者が提供するＩＣＴ等を活用した学習活動を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができることとする。

2 出席扱い等の要件

義務教育段階における不登校児童生徒が自宅においてＩＣＴ等を活用した学習活動を行うとき、当該児童生徒が在籍する学校の長は、下記の要件を満たすとともに、その学習活動が、当該児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、当該児童生徒の自立を助ける上で有効・適切であると判断する場合に、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができる。

- (1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2) ＩＣＴ等を活用した学習活動とは、ＩＣＴ（コンピュータやインターネット、遠隔教育システムなど）や郵送、ＦＡＸなどを活用して提供される学習活動であること。
- (3) 訪問等による対面指導が適切に行われることを前提とすること。対面指導は、当該児童生徒に対する学習支援や将来の自立に向けた支援などが定期的かつ継続的に行われるものであること。

- (4) 学習活動は、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。なお、学習活動を提供するのが民間事業者である場合には、「民間施設についてのガイドライン（試案）」を参考として、当該児童生徒にとって適切であるかどうか判断すること。（「学習活動を提供する」とは、教材等の作成者ではなく、当該児童生徒に対し学習活動を行わせる主体者を指す。）
- (5) 校長は、当該児童生徒に対する対面指導や学習活動の状況等について、例えば、対面指導に当たっている者から定期的な報告を受けたり、学級担任等の教職員や保護者などを含めた連絡会を実施したりするなどして、その状況を十分に把握すること。
- (6) I C T等を活用した学習活動を出席扱いとするのは、基本的に当該児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること。なお、上記（3）のとおり、対面指導が適切に行われていることを前提とすること。
- (7) 学習活動の成果を評価に反映する場合には、学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合であること

また、病気療養児の出席の扱いについては、次のとおりである。（「小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）平成30年9月20日30文科初第837号」）

第2 指導要録上の取扱い等

小・中学校等において、当該学校に在籍する病院や自宅等で療養中の病気療養児に対し、受信側に教科等に応じた相当の免許状を有する教師を配置せずに同時双方向型授業配信を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を当該教科等の評価に反映することができるることとする。（抜粋）

⑩ 特別支援学級の指導要録の様式

特別支援学級「自閉症・情緒障害・弱視・難聴・肢体不自由・病弱・身体虚弱」については、「視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童（生徒）に対する教育を行う特別支援学校」の様式を、「知的障害」については「知的障害者である児童（生徒）に対する教育を行う特別支援学校」の様式を参考にすること。なお、記載に当たっては「特別支援学校編」を参考にすること。

※ 知的障害がある場合は、P11,12,13を、知的障害がない場合は、P9を参照すること。（P53のQ&Aを確認すること）

⑪ 通級による指導を受けている児童についての記載

「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、通級による指導を受けた学校名
通級による指導の授業時数、指導期間、指導の内容や結果を端的に記入する。

記載は、学級担任が行う。他の学校において通級による指導を受けている場合は、
当該学校からの通知を受けて在籍校の担任が記載する。

通級による指導の対象となっていない児童で、教育上特別な支援を必要とする場合
については、必要に応じ、効果があったと考えられる指導方法や配慮事項を端的に記
入する。

(1) 中学校編

○ 「各教科の学習の記録」の欄

観点別学習状況及び評定について記入する。

なお、以下の○番号は、記入例の各欄の番号である。

① 「観点別学習状況」の欄

中学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第64号）に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を観点ごとに評価し記入する。

その際、「十分満足できる」状況と判断されるものをA、「おおむね満足できる」状況と判断されるものをB、「努力を要する」状況と判断されるものをCのように区別して評価を記入する。選択教科を実施する場合は、各学校において観点を定め、記入する。

② 「評定」の欄

中学校における評定については、各学年における各教科の学習の状況について、中学校学習指導要領等に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を総括的に評価し記入する。

必修教科の評定は、中学校学習指導要領等に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を「十分満足できるもののうち、特に程度が高い」状況と判断されるものを5、「十分満足できる」状況と判断されるものを4、「おおむね満足できる」状況と判断されるものを3、「努力を要する」状況と判断されるものを2、「一層努力を要する」状況と判断されるものを1のように区別して評価を記入する。

選択教科を実施する場合は、各学校が評定の段階を決定し記入する。

評定に当たっては、評定は各教科の学習の状況を総括的に評価するものであり「(1) 観点別学習状況」において掲げられた観点は、分析的な評価を行うものとして、各教科の評定を行う場合において基本的な要素となるものであることに十分留意する。その際、評定の適切な決定方法等については、各学校において定める。

③ 「特別の教科 道徳」の欄

中学校等における道徳科の評価については、「[28文科初第604号「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」](#)に基づき、学習活動における生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を個人内評価として文章で端的に記述する。

④ 「総合的な学習の時間の記録」の欄

中学校等における総合的な学習の時間の記録については、この時間に行った学習活動及び各学校が自ら定めた評価の観点を記入した上で、それらの観点のうち、生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等、生徒にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記述する。

評価の観点については、中学校学習指導要領等に示す総合的な学習の時間の目標を踏まえ、各学校において具体的に定めた目標、内容に基づいて[「小学校、中学校、高](#)

等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）30文科初第1845号別紙4」（以下、「別紙4」と表記）を参考に定める。

【評価の観点及びその趣旨】

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
趣旨	探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識や技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解している。	実社会や実生活の中から問い合わせを見いだし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現している。	探究的な学習に主体的・協働的に取り組もうとしているとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとしている。

⑤ 「特別活動の記録」の欄

中学校における特別活動の記録については、各学校が自ら定めた特別活動全体に係る評価の観点を記入した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に、○印を記入する。

評価の観点については、中学校学習指導要領等に示す特別活動の目標を踏まえ、各学校において別紙4を参考に定める。その際、特別活動の特質や学校として重点化した内容を踏まえ、例えば「主体的に生活や人間関係をよりよくしようとする態度」などのように、より具体的に定めることも考えられる。記入に当たっては、特別活動の学習が学校や学級における集団活動や生活を対象に行われるという特質に留意する。

【評価の観点及びその趣旨】

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
趣旨	多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や、活動を行う上で必要となることについて理解している。 自己の生活の充実・向上や自己実現に必要となる情報及び方法を理解している。 よりよい生活を構築するための話し合い活動の進め方、合意形成の図り方などの技能を身に付けています。	所属する様々な集団や自己の生活の充実・向上のため、問題を発見し、解決方法を話し合い、合意形成を図ったり、意思決定をしたりして実践している。	生活や社会、人間関係をよりよく構築するために、自主的に自己の役割や責任を果たし、多様な他者と協働して実践しようとしている。 主体的に人間としての生き方について考えを深め、自己実現を図ろうとしている。

⑥ 「行動の記録」の欄

中学校及び特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）中学部における行動の記録については、各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動やその他学校生活全体にわたって認められる生徒の行動について、設置者は、中学校学習指導要領等の総則及び道徳科の目標や内容、内容の取扱いで重点化を図ることとしている事項等を踏まえて、項目を適切に設定する。また、各学校において、自らの教育目標に沿って項目を追加できるようにする。

各学校における評価に当たっては、各項目の趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合に、○印を記入する。

【評価の観点及びその趣旨】

項目	学年	趣旨
基本的な生活習慣	第1学年、第2学年及び第3学年	自他の安全に努め、礼儀正しく節度を守り節制に心掛け調和のある生活をする。
健康・体力の向上	第1学年、第2学年及び第3学年	活力ある生活を送るための心身の健康の保持増進と体力の向上に努めている。
自主・自律	第1学年、第2学年及び第3学年	自分で考え、的確に判断し、自制心を持って自律的に行動するとともに、より高い目標の実現に向けて計画を立て根気強く努力する。
責任感	第1学年、第2学年及び第3学年	自分の役割を自覚して誠実にやり抜き、その結果に責任を負う。
創意工夫	第1学年、第2学年及び第3学年	探究的な態度を持ち、進んで新しい考え方や方法を見付け、自らの個性を生かした生活を工夫する。
思いやり・協力	第1学年、第2学年及び第3学年	だれに対しても思いやりと感謝の心を持ち、自他を尊重し広い心で共に協力し、よりよく生きていこうとする。
生命尊重・自然愛護	第1学年、第2学年及び第3学年	自他の命を尊重し、進んで自然を愛護する。
勤労・奉仕	第1学年、第2学年及び第3学年	勤労の尊さや意義を理解して望ましい職業観を持ち、進んで仕事や奉仕活動をする。
公正・公平	第1学年、第2学年及び第3学年	正と不正を見極め、誘惑に負うことなく公正な態度がとれ、差別や偏見を持つことなく公平に行動する。
公共心・公徳心	第1学年、第2学年及び第3学年	規則を尊重し、公徳を大切にするとともに、我が国の伝統と文化を大切にし、国際的視野に立って公共のために役に立つことを進んで行う。

⑦ 「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄

中学校等における総合所見及び指導上参考となる諸事項については、生徒の成長の状況を総合的に捉えるため、以下の事項等を文章で箇条書き等により端的に記述する

こと。特に【5】のうち、生徒の特徴・特技や学校外の活動等については、今後の学習指導等を進めていく上で必要な情報に精選して記述する。

- 【1】 各教科や総合的な学習の時間の学習に関する所見
- 【2】 特別活動に関する事実及び所見
- 【3】 行動に関する所見
- 【4】 進路指導に関する事項
- 【5】 生徒の特徴・特技、部活動、学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動、学力について標準化された検査の結果等指導上参考となる諸事項
- 【6】 生徒の成長の状況に関わる総合的な所見
記入に際しては、生徒の優れている点や長所、進歩の状況などを取り上げることに留意する。ただし、生徒の努力を要する点などについても、その後の指導において特に配慮を要するものがあれば端的に記入する。
さらに、障害のある生徒や日本語の習得に困難のある生徒のうち、通級による指導を受けている生徒については、通級による指導を受けた学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導の内容や結果等を端的に記入する。通級による指導の対象となっていない生徒で、教育上特別な支援を必要とする場合については、必要に応じ、効果があったと考えられる指導方法や配慮事項を端的に記入する。なお、これらの生徒について個別の指導計画を作成している場合において当該指導計画に上記に関わる記載がなされている場合には、その写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能である。

⑧ 「出欠の記録」の欄

以下の事項を記入する。

(ア) 授業日数

生徒の属する学年について授業を実施した年間の総日数を記入する。学校保健安全法第20条の規定に基づき、臨時に、学校の全部又は学年の全部の休業を行うこととした日数は授業日数には含めない。

この授業日数は、原則として、同一学年の全ての生徒につき同日数とすることが適当である。ただし、転学又は退学等をした生徒については、転学のため学校を去った日又は退学等をした日までの授業日数を記入し、転入学又は編入学等をした生徒については、転入学又は編入学等をした日以後の授業日数を記入する。

(イ) 出席停止・忌引等の日数

以下の日数を合算して記入する。

- ・ 学校教育法第35条による出席停止日数、学校保健安全法第19条による出席停止日数並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条、第20条、第26条及び第46条による入院の場合の日数
- ・ 学校保健安全法第20条により、臨時に学年の中の一部の休業を行った場合の日数
- ・ 忌引日数

- ・ 非常災害等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数
- ・ 選抜のための学力検査の受検その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

(ウ) 出席しなければならない日数

授業日数から出席停止・忌引等の日数を差し引いた日数を記入する。

(エ) 欠席日数

出席しなければならない日数のうち病気又はその他の事故で生徒が欠席した日数を記入する。

(オ) 出席日数

出席しなければならない日数から欠席日数を差し引いた日数を記入する。

なお、学校の教育活動の一環として生徒が運動や文化などに関わる行事等に参加したものと校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができます。

(カ) 備考

出席停止・忌引等の日数に関する特記事項、欠席理由の主なもの、遅刻、早退等の状況その他の出欠に関する特記事項等を記入する。

不登校児童生徒及び病気療養生徒の出席の扱いについては、Ⅲ（1）小学校編

(カ) 備考と同様。

⑨ 特別支援学級の指導要録の様式

「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、通級による指導を受けた学校名
通級による指導の授業時数、指導期間、指導の内容や結果を端的に記入する。

記載は、学級担任が行う。他の学校において通級による指導を受けている場合は、
当該学校からの通知を受けて在籍校の担任が記載する。

※ 知的障害がある場合は、P18、19を、知的障害がない場合は、P15、16、17を
参照すること。（P52のQ&Aを確認すること）

⑩ 通級による指導についての記載

「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、「他校の場合は学校名」「通級
による指導の指導時数及び指導期間」「指導の内容や結果」を記載する。

記載は、担任が行う。他の学校において通級による指導を受けている場合は、学校
からの通知を受けて在籍校の担任が記載する。

通級指導教室の指導内容については、個別の指導計画の写しをもって替えることも
可能である。

通級による指導の対象となっていない児童で、教育上特別な支援を必要とする場合
については、必要に応じ、効果があったと考えられる指導方法や配慮事項を端的に記
入する。

(3) 特別支援学校編

① 特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）における指導に関する記録
小学校並びに中学校における指導に関する記録に記載する事項に加えて、自立活動の記録について学年ごとに作成するほか、入学時の障害の状態について作成する。

② 特別支援学校（知的障害）小学部・中学部における指導に関する記録

「各教科の学習の記録」、「特別活動の記録」、「自立活動の記録」、「特別の教科 道徳」、「行動の記録」、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」、及び「出欠の記録」について学年ごとに作成するほか、入学時の障害の状態について作成する。

③ 特別支援学校に在籍する児童生徒（特別支援学級在籍及び通級指導教室を利用している者を含む）の記載内容

特別支援学校に在籍する児童生徒について個別の指導計画を作成する必要があることから、指導に関する記録を作成するに当たって、指導の目標、指導内容等を踏まえた記述となるよう留意する。個別の指導計画に指導要録の指導に関する記録と共通する記載事項がある場合には、当該個別の指導計画の写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録の記入に替えることも可能であるが、適切に記載されていることを精査すること。

④ 個別の指導計画の保存期間

個別の指導計画は、「指導に関する記録」と同様5年間保存とする。

⑤ 重複障害者等についての指導に関する記録

（ア）小学部・中学部学習指導要領においては、重複障害者等の指導に当たって、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成することとしていることから、当該児童生徒の指導に関する記録の記入に当たっては、個別の指導計画における指導の目標、内容等を踏まえた記述になるよう留意する。

（イ）児童生徒の障害の状態に即して、学校教育法施行規則第130条の規定に基づき、各教科の全部若しくは一部について合わせて授業を行った場合並びに学校教育法施行規則第131条の規定と小学部・中学部学習指導要領（平成29年文部科学省告示第73号）第1章第8節の規定（重複障害者等に関する教育課程の取扱い）基を適用した場合にあっては、その教育課程や観点別学習状況を考慮し、必要に応じて様式等を工夫して、その状況を適切に端的に記入する。

⑥ 「各教科の学習の記録」の欄

（ア）特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）小学部・中学部における各教科の学習の記録については、観点別学習状況及び評定について記入する。（特別支援学校学習指導要領小学部編・中学部編に準ずる。）

(イ) 特別支援学校（知的障害）小学部・中学部における各教科の記録について、特別支援学校小学部・中学部の学習指導要領（平成29年文部科学省告示第73号）に示す各教科の目標、内容に照らし、各教科の評価の観点及びその趣旨を踏まえ、個別の指導計画等で具体的に定めた指導内容、実現状況を記載する。

なお、児童生徒の実態等に応じて、各教科等を合わせて指導を行う場合においても、各教科の目標に準拠した教科の観点による学習評価を行うこととする。

記載の仕方について、[別紙2《様式2（指導に関する記録）記入例》](#)を参考に児童生徒の実態等に応じて、「教科別の指導」「各教科等を合わせた指導」の指導の形態で、その教育課程や観点別学習状況を考慮し、その学習状況等を適切に端的に記入する。

⑦ 「特別の教科 道徳」の欄

小学校編及び中学校編に準ずる。

⑧ 「外国語活動の記録」の欄

小学校編及び中学校編に準ずる。特別支援学校（知的障害）小学部については、特別支援学校（小学部、中学部）学習指導要領（各教科等）に基づいて、目標や内容を設定し、その学習状況等を適切に端的に記入する。

⑨ 「総合的な学習の時間」の記録の欄

小学校編及び中学校編に準ずる。（P27、35参照）

⑩ 「特別活動の記録」の欄（P27、36参照）

小学校編及び中学校編に準ずる。特別支援学校（知的障害）小学部・中学部における特別活動の記録においては、小学校中学校及び特別支援学校（視覚障害・聴覚障害・肢体不自由者又は病弱者）の小学部・中学部における特別活動の記録に関する考え方を参考にしながら、文章で端的に記述する。

⑪ 「自立活動」の欄

個別の指導計画を踏まえて、以下の事項を端的に記入する。

【1】 指導目標、指導内容、指導の成果の概要に関するこ。

【2】 障害の状態等に変化が見られた場合、その状況に関するこ。

【3】 障害の状態を把握するため又は自立活動の成果を評価するために検査を行った場合、その検査結果に関するこ。

⑫ 「行動の記録」の欄

(ア) 特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）小学部・中学部における行動の記録については、それぞれ小学校及び中学校の記録に準ずる。

(イ) 特別支援学校（知的障害）小学部・中学部においては、(ア)に関する考え方を参考

としながら文章で端的に記述する。

⑬ 「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄

児童生徒の成長の状況を総合的に捉えるため、以下の事項等を文章で箇条書き等により端的に記述する

- 【1】 各教科や外国語活動、総合的な学習の時間の学習に関する所見
- 【2】 特別活動に関する事実及び所見
- 【3】 行動に関する所見
- 【4】 進路指導に関する所見
- 【5】 児童生徒の特徴、特技、部活動、学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動、学力について標準化された検査の結果等
- 【6】 児童生徒の成長の状況に関わる総合的所見
- 【7】 交流及び共同学習を実施している児童生徒は、その相手校の学校名、学級名や実施期間、実施した内容や成果等

⑭ 「入学時の障害の状態」の欄

障害の状態及び程度等を記入する。

⑮ 「出欠の記録」の欄

(小学校は P30、中学校は P38 を参照)

III 指導要録取扱上の留意事項

1 進学の場合

- (1) 校長は児童生徒が進学した場合においては、その作成に係る当該児童生徒の指導要録(以下「原本」という。)の抄本又は原本の写しを進学先の校長に送付すること(学校教育法施行規則第24条第2項参照)。

2 転学の場合

- (1) 校長は児童生徒が転学した場合においては、原本の写しを作成し、それを転学先の校長に送付すること。なお、中学校にあっては小学校から送付を受けた抄本又は写しも転学先の校長に送付すること。
- (2) 転学してきた児童生徒がさらに転学した場合においては、転学してくる前に在学していた学校から送付を受けた写しも転学先の校長に送付すること。
- (3) 児童自立支援施設又は少年院から移ってきた児童生徒については、児童自立支援施設又は少年院から送付を受けた写しも転学先の校長に送付すること。

3 転入学の場合

- (1) 校長は、児童生徒が転学してきた場合においては、当該児童生徒が転入学した旨及び期日を、速やかに、前に在学していた学校の校長に連絡し、当該児童生徒の指導要録の写しを受け取ること。
- (2) この場合、校長は、新たに当該児童生徒の指導要録を作成すること。なお、送付を受けた写しに連続して記入してはならない。

4 学校統合、学校新設等の場合

学校統合、学校新設等の場合については、実情に応じて、学校名及び所在地の変更、もしくは上記の「2 転学」又は「3 転入学」の場合に準じて処理することとする。

(1) 転学、転入学として取り扱う場合

- ① A校を廃止して、全員既存のB校に移す場合
- ② A校を廃止して、児童生徒の一部をB校に、一部をC校に移す場合
- ③ A校及びB校を廃止して、全員新設のC校に移す場合
- ④ A校の児童生徒の一部をB校へ移す場合
- ⑤ A校の児童生徒の一部をB校とC校に移す場合
- ⑥ A校及びB校のそれぞれの児童生徒の一部を、新設のC校に移す場合

これらの場合は、移っていく児童生徒の指導要録の写しを作成し、(中学校の場合は小学校より送付された抄本又は写しも)移って行った先の学校に送付することを原則としているが、事情によっては、原本を児童生徒とともに移すこともある(この

場合、教育委員会においては、原本の所在を明確にしておくことが必要である）。受け入れた学校においては、新たに当該児童生徒の指導要録を作成し、原本とともに綴る。

(2) 学校及び所在地の変更としてB校として扱う場合

- ① A校の校名を変更してB校とし、児童生徒は動かさない場合
- ② A校をB校の分校とし、児童生徒は動かさない場合
- ③ A校の分校を独立させてB校とし、児童生徒は動かさない場合
- ④ A校の所在地を移転し、児童生徒は動かさない場合
- ⑤ A校の所在地を移転し、校名も変更するが児童生徒は動かさない場合

これらの場合は、学校名又は所在地の変更として扱い、「学校名及び所在地」の欄を書き換えることになる。

5 退学等の場合

- (1) 児童生徒が外国にある学校などに入るため退学した場合等においては、当該学校が、日本人学校その他文部科学大臣が指定した在外教育施設であるときにおいては、上記1及び2に準じて指導要録の抄本又は写しを送付するものとし、それ以外の学校などにあっては、相手の学校の校長から写しの請求があった場合のみ送付する。
(我が国の法律は、国内にしか通用しないので、外国に居住している期間は、義務教育を受ける権利を失うことになり、外国にある学校に入学する場合は転学でなく退学扱いになる。)

- (2) 児童生徒は、児童自立支援施設又は少年院（中学校、以下同じ）に入所・院した場合においては、上記2に準じて、当該児童生徒の指導要録の写しを送付し、在所・院中の教育に資するものとする。

児童自立支援施設又は少年院に入院した場合は、児童生徒は引き続き国内に居住するので退学ではなく就学義務の猶予・免除となる。

6 編入学等の場合

- (1) 校長は、児童生徒が外国にある学校などから編入学した場合においては、編入学年月日以後の指導要録を作成すること。その際、できれば外国にある学校などにおける履修状況の証明書や指導に関する記録の写しを付ける。
- (2) 校長は、児童生徒が児童自立支援施設又は少年院から移った場合においては、児童自立支援施設又は少年院の長が発行した証明書及び児童自立支援施設又は少年院の長の作成した指導要録に準ずる記録の写しの送付を受け、移った日以後の指導要録を作成する。

(3) 校長は、就学義務の猶予、又は免除の事由がなくなったことにより就学義務が生じ、児童生徒が就学した場合においては、就学した日以降の指導要録を作成する。

7 保存期間

(1) 学校においては、原本及び転入学の際送付を受けた写しのうち、学籍に関する記録については20年間、指導に関する記録については5年間保存すること（学校教育法施行規則第28条第2項参照）。

(2) 小学校においては、幼稚園（保育所及び認定こども園を含む。）から送付を受けた抄本又は写しは、児童が当該学校に在籍する期間保存することとし、中学校においては、小学校から送付を受けた抄本又は写しは、生徒が当該学校に在学する期間保存する。

(3) 外国にある学校などへ入るための退学の場合、学齢を超過している児童生徒の退学の場合、児童自立支援施設若しくは少年院への入院などによる就学義務の猶予・免除の場合又は児童生徒の居所が1年以上不明の場合には、原本及び転入学の際送付を受けた写しは、校長が退学又は在学しないと認めた日以後、学籍に関する記録については20年間、指導に関する記録は5年間保存する。

(4) 障害のある児童生徒について個別の指導計画及び個別の教育支援計画を作成した場合は、「指導に関する記録」と同様の保存期間とする。

8 証明書作成上の配慮及び通知表等との関連

(1) 就職等の際、対外的に証明書を作成する必要がある場合には、指導要録の記載事項をそのまま転記することは必ずしも適切でないので、プライバシー保護の観点や教育的な配慮の観点から申請の趣旨等を確認した上で、証明の目的に応じて必要最小限の事項を記載するように留意する。

<参考>

学習評価の円滑な実施に向けた取組については、次のとおりである。（[「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（通知）平成31年3月29日 30文科初第1845号](#)）[4 学習評価の円滑な実施に向けた取組について](#)

9 指導要録名簿及び除籍簿整理表

(1) 指導要録名簿の記入について

この名簿は、入学や編制替え等によって学級が新しく編制されたときに作成し、学級の児童生徒と在籍数が常時的確に把握できるようにするとともに、各個人の指導要録の索引として活用できるように記入する。したがって指導要録名簿の番号と指導要録の整理番号は一致するよう配慮する。

(2) 除籍簿整理表の記入について

この整理表は、転学・退学で除籍を認めた児童生徒について記入する。

<記入上の注意>

- ① 指導要録名簿の_____線で削除した児童生徒について記入することとなる。
- ② 除籍年月日は、指導要録の「学籍の記録」、転学・退学等の（ ）の下部の年月日（転学先の学校が受け入れた年月日の前日）及び指導要録名簿等の備考欄の年月日と一致する。
- ③ 外国にある学校等に入るために退学する場合、又は、学齢（満15歳に達した日の属する学年の終わり）を超過している生徒の退学によって除籍する場合は、校長が退学を認めた年月日を、死亡した場合はその年月日を記入する。
- ④ この整理表は、転・退学した児童生徒の原簿の一番上に重ねて綴り、除籍した児童生徒の指導要録の索引として活用できるようにする。
- ⑤ 同一年度入学児童生徒について、卒業までの累加記録となる。除籍者が多く、記入欄が不足した場合は、別の整理表を追加する。

<記入例>

番号	指導要録番号	児童生徒氏名	除籍年月日	事由	担任印
7	18	大崎 一郎	令和2年8月27日	仙台市立○○小学校 へ転出。保護者転勤 のため。	(印)

10 施行期日並びに留意事項

(1) 経過措置について

- ① 学籍に関する記録は、現行どおりとする。
- ② 小学校においては、指導に関する記録は、内容・様式が変わっているので、令和2年4月1日以降在籍する全児童分を新しく作成するようになる。中学校においては、指導に関する記録は、令和3年4月1日以降在籍する全生徒分を新しく作成するようになる。
- ③ 指導に関する記録が旧判と新判になる学年は、合わせて管理するようとする。

(2) 保存期間経過後の取扱について

保存期間経過後(学籍に関する記録は20年経過以降、指導の記録は5年経過以降)は、廃棄するなど適切な措置を行う。

その際、個人情報の管理に十分配慮し、処理する。

(3) 記載に当たって

長期の保存に耐えうる黒インク等を使用する。また、コンピュータ等を使用する場合は、プライバシー保護の観点から、データ等の管理に十分留意する。

(4) その他

配偶者からの暴力の被害者と同居する児童生徒については、転学した児童生徒の指導要録の記述を通じて転学先の学校名や所在地等の情報が配偶者(加害者)に伝わることが懸念される場合がある。

このような特別の事情がある場合には、「配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学について（通知）」（平成21月7月13日 21生参学第7号）に沿って、配偶者からの暴力の被害者と同居する児童生徒の転学先や居住地等の情報については、各地方公共団体の個人情報保護条例等に則り、配偶者暴力相談支援センターや福祉部局等との連携を図りながら厳重に管理すること。

IV その他 Q & A

<様式1について>

戸籍上の氏名と日常生活で用いている氏名が異なる場合、どのように記載すべきか。

児童の通称名や入籍前の氏名など、戸籍上の氏名と異なる場合については、保護者からの申し出があり、指導上必要と認められる場合は、括弧書きで通称名を記入してもよい。

離婚・再婚等で姓の変更があった場合、訂正はどのようにしたらよいか。

姓のみの訂正でよい。

なお、保護者変更や姓の変更の記載の仕方について特に規定はない。設置者の指導のもと校長が工夫して定めることになる。誤りを正すわけではないので訂正印は不要。

なお、保護者変更は、保護者の申し出で行うものではなく、あくまでも学齢簿の変更通知により行う。

不慮の事故や病気等で児童生徒が亡くなった場合は、どのように記載するのか。

「転学・退学等」の欄に在籍が消滅した年月日を記載し、事由に「児童（生徒）死亡のため」と記載し、除籍簿へ移す。

義務教育学校の取扱いについてはどのようにになっているか。

小学校については、義務教育学校前期課程を含む。また、中学校については、義務教育学校後期課程を含む。

外国籍の児童生徒の要録作成はどのようにしたらよいか。

児童生徒が外国籍であっても、日本人児童生徒と同様の扱いで在籍数に入れ、指導要録を作成する。

その際、海外での成績等がある場合には、綴じ込むようにする。

災害等で避難してきている児童生徒について、「住所」の欄は、どのように記載したらよいか。

就学校においては、現在、実際に住んでいる住所を記入し、同じ欄に、「震災のため、一時避難中」というように事実を記入する。

なお、中学校における入試に関して「現住所」と「住民票上の住所」の記載が必要な場合は、設置者の判断の上、住民票上の住所を様式1の住所の欄に書くことができる。

特別支援学級の児童生徒の指導要録はどの様式を使用すればよいか。

自閉症・情緒障害学級、肢体不自由学級、弱視学級、難聴学級、病弱・身体虚弱学級に在籍している児童生徒の指導要録は〔視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童（生徒）に対する教育を行う特別支援学校〕用の様式を参考にする。

特別支援学級に在籍し、知的障害者である児童生徒に対する特別支援学校の教育課程で行っている場合は、〔知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校〕用の様式を参考にする。

就学義務の猶予・免除されている児童生徒がいた場合、どのように記載するのか。

①就学義務の猶予・免除の事由の消滅により就学義務が発生した場合は、「編入学等」の欄にその年月日、学年及び事由等を記載する。

入学・ 転入学等	令和2年4月 1日 第一学年 入学 第〇学年 編入学 (例) 病状が改善したため、体調が安定したため
-------------	--

②就学後に就学義務の猶予・免除される場合。

転学・ 退学等	令和3年3月31日 (例) 保護者の申出を受け、〇〇市教育委員会で就学義務の猶予が適当と判断したため
------------	---

小・中学校から特別支援学校へ転学する場合はどのように記載するのか。また、その反対の場合はどのように記載するのか。

①小・中学校から特別支援学校へ転学した場合（入院による転学を除く）。

市町村教育委員会の判断及び保護者や本人との合意形成によって特別支援学校への就学となった場合には、「様式1」の「学籍の記録」の「転学・退学等」の欄に記載する。

() 内の日付は「最終学籍日」で転学日の前日とする。

事由については以下を参考とする。

転学・ 退学等	(令和2年3月31日) 令和2年4月 1日 第〇学年転学 〇〇県立〇〇支援学校 〇〇市教育委員会の就学判断及び、本人保護者 との合意形成が図られたため
------------	---

②病院への入院に伴う小・中学校からの転学の場合（3ケースのみ）。

- ・県立こども病院への入院に伴う拓桃支援学校への転学。
- ・西多賀病院への入院に伴う西多賀支援学校への転学。
- ・宮城病院への入院に伴う山元支援学校への転学。

転学・ 退学等	(令和2年5月30日) 令和2年5月31日 第〇学年転学 〇〇県立〇〇支援学校 〇〇病院入院のため
------------	--

※ 退院して戻ってきた場合は「〇〇病院退院のため」と記載する。

※ 一度転学して戻ってきた場合は、新規で指導要録を作成する。

③特別支援学校から小・中学校へ転学する場合。

転学・ 退学等	(令和2年3月31日) 令和2年4月 1日 第〇学年転学 〇〇町立〇〇小学校 障害の程度が改善し、認定特別支援学校就学者 ではなくなったため
------------	--

※ 本人及び保護者が転学を希望し、市町村教育委員会で受け入れる体制を整えたことでの転学の場合には、「本人及び保護者が転学を希望し、市町村教育委員会が受け入れ体制を整えられたため」といった記載になる。

就学前に幼稚園等に入園せず、在宅で過ごしてきた場合の入学前の経験はどのように記載するのか。

記載する場合は「在宅」「在家庭」等があり、記入の有無については設置者が決める。県立学校は、表記について校長が決め、校内で統一する。

＜様式2について＞

各教科等の評価の観点は、設置者が設定することでよいか。

学習評価の主な改善点として、「各教科等の目標及び内容を『知識及び技能』、『思考力、判断力、表現力等』、『学びに向かう力、人間性等』の資質・能力の3つの柱で再整理した新学習指導要領の下での指導と評価の一体化を推進する観点から、観点別学習状況の評価の観点についても、これらの資質・能力に関わる『知識・技能』、『思考・判断・表現』、『主体的に学習に取り組む態度』の3点に整理して示し、設置者において、これに基づく適切な観点を設定することとしたこと。」と示している。

そのため、設置者においては、報告に示された評価の観点に関する考え方を十分理解し、改善等通知に示した各教科等の観点や観点の趣旨を参考にしながら、設置者において十分な検討を行った上で、観点を設定することが重要である。

文部科学省「[平成29・30年改訂の学習指導要領下における学習評価に関するQ&A](#)」

小学校外国語活動について、3つの観点の書き方はどのようにしたらよいか。

全ての観点について書く必要はないが、児童にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記述する。

外国籍の児童生徒の記載はどのようにしたらよいか。

各教科の学習の記録の欄（観点別評価や評定）は、学校が評価材料として把握した当該学習の内容が、その学校の教育課程に照らし合わせて適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い、指導要録に記載する。

通常の授業等で評価に足りる評価材料が収集できない場合でも、本人との面談、作成物、保護者をとおして得た情報等を基に、できる限り評価・評定を行い指導要録に記載することが望ましい。

インフルエンザや非常変災等で同一学年の児童生徒すべてに対し、臨時休業の措置をとった場合、その臨時休業の日数は、授業日数に含めるか。

含めない。予定していた授業日数から休業日数を差し引いて「授業日数」欄に記入し、出席停止・忌引き等の日数にはカウントしない。

なお、学年的一部に臨時休業の措置をとった場合には、この限りではない。臨時休業の日数は授業日に含める。

「けやき教室」等に通っている児童の指導要録と出席簿の出欠はどのように扱えばよいか。

2 様式2 指導に関する記録（1）小学校編 ⑨「出欠の記録」の欄（カ）（P31）を参照。

特別支援学級の児童生徒の指導要録の〔様式2〕は教育課程に合っているものがあるのか。

知的障害のない児童生徒の場合は、小・中学校の指導に準ずるため、小学校・中学校の学習指導要領の各教科等の目標に照らし合わせて同じように評価をする。〔視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童（生徒）に対する教育を行う特別支援学校〕用の様式2を参考とする。

知的障害はないが、児童生徒の実態に応じて下学年の学習を行っている場合には、別紙等での内容を記載しておく必要がある。

知的障害のある児童生徒で、知的障害者である児童生徒に対する特別支援学校の教育課程で学習している場合には、特別支援学校小学部・中学部の学習指導要領に示す各教科の目標に照らし、指導内容や実施状況を文章で記述する。この場合〔知的障害である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校〕用の様式2を参考とする。

各教科の観点を踏まえた目標及び評価が適切に記載されている場合及び自立活動の達成するために必要な項目を踏まえた目標及びその評価が記載されている個別の指導計画を作成している場合には、指導計画の写しをもって指導要録の記載に替えることができる。ただし、個別の指導計画に指導要録の指導に関する記録と共に記載事項がある場合に限る。

特別支援学級に在籍し知的障害はないが、当該学年の学習内容は実態に合わないために一部の教科を下学年対応している場合、指導要録への記載はどうすればいいのか。

個別の指導計画において、実態に合わせて下学年対応をしている場合、当該学年の学習をしている部分については指導要録に評価の記載をし、下学年対応をしているものについては枠外に「別紙参照」等の記載をして指導した内容を補助資料で添付するなどの対応が必要となる。

「空欄」は未記入との違いが不明確なので、避ける。

通級による指導を受けている児童生徒の場合、どこに何を記載すればいいのか。
誰が記載するのか。

「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に通級による指導の指導時数及び指導期間」「指導の内容や結果」を記載する。記載は学級担任が行う。他の学校において通級による指導を受けている場合は、当該学校からの通知を受けて在籍校の担任が記載する。その場合「通級による指導を受けている学校名」も記載する。

指導内容については、個別の指導計画の写しをもって替えることも可能である。

なお、「LD等」「言語」等の障害種や学級名の記載については必要に応じ記載する。

(記入例) ○○小学校の学びの教室(LD等)にて5月から2月まで週1回、合計30時間自立活動の目標に応じた学習を行い、補助具を使って自力で教科書の音読ができるようになった。

知的障害のある児童で、3、4年生の外国語活動を行っている場合、指導要録への記載はどのようになるのか。

「知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校」の指導要録に外国語活動についての記入欄がないので、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に記載する。

小学校学習指導要領に基づいた内容を行っている場合は、外国語活動の観点に照らして、児童の学習状況に顕著な事項がある場合にその特徴等を記入するなど、児童にどのような力が付いたかを文章で端的に記述する。

なお、評価の観点については、小学校学習指導要領等に示す外国語活動の目標を踏まえ記載すること、また、特別支援学校(小学部、中学部)の外国語活動に基づいて学習を行っている場合は、学習指導要領に即し、実態に応じて適切に目標等を設定し、学習状況等を端的に記述する。

知的障害があるため、「特別の教科 道徳」を教科として単位時間で設定していない場合、評価は記載するのか。

知的障害のある児童生徒についても「道徳の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、各特別支援学校を通じて小学校または中学校に準ずる」、 「『準ずる』とは原則として同一」と特別支援学校学習指導要領解説（各教科編）にあることから、同じように評価についても指導要録への記載が必要となる。

特に、知的障害の場合は「道徳科の内容の指導においても、児童生徒の学習上の特性から児童生徒の理解に基づく、生活に結びついた内容を具体的な活動を通して指導することが効果的であるため、実際的な体験を重視することが必要」と記載が続いていることから、学習の形態を問わず、必要に応じて計画的に適宜指導を行い、その評価を文章で端的に記載する必要がある。

「入学時の障害の状態」はどのように記載すればいいか。

「特別支援学級」の障害種としては、「自閉症・情緒障害」「肢体不自由」「病弱・身体虚弱※」などがある。障害の状態について必ず記載する。病名や障害の程度等は必要であれば記載する。（P10 を参照）

「特別支援学校」の場合は、「視覚障害」「聴覚障害」「肢体不自由」「病弱※」「知的障害」の5つの障害種のうちから1つ以上記載し、病名等は必要であれば一緒に記載する。重複障害者については必要なものを記載する。

なお、重複障害者の重複障害は学校教育法施行令第22条の3に該当する障害の程度のものを2つ以上併せ有する場合記載する。

「特別支援学級」の場合は、入学時または転学時から「特別支援学校用」の指導要録を使用している場合、入学時の障害の状態について記載する。

なお、入学後に入級した場合は、「特別支援学校用」の指導要録の様式を参考にできるので、新しく作り直す場合記載する。

さらに「特別支援学級」の「自閉症・情緒障害学級」に在籍している場合には、障害の状態として「自閉症」などの病名で記入することもあり得る。

※ 学校教育法施行令第22条の3では「病弱者」とあり、25文科発第756号初等中等教育局長通知では「病弱者及び身体虚弱者」とあるため、特別支援学校と特別支援学級では記載が異なることに留意する。

知的障害のある児童生徒が各教科等を合わせて指導を行っている場合、評価の記載はどのようにするのか。

各教科等を合わせて指導を行う場合においても、「各教科の目標に準拠した評価の観点による学習評価を行うことが必要」と学習指導要領解説に明記されていることから、各教科の評価の観点及びその主旨を踏まえて評価を行うとともに、実施している教育課程や実際の学習状況を踏まえて箇条書き等により文章で端的に記述する。記載

の仕方については「様式2 指導に関する記録」の記入例から各学校で記載しやすいものを参考にして記載する。

特別支援学校（知的障害）小学部・中学部における各教科の記録について、特別支援学校小学部・中学部の学習指導要領（平成29年文部科学省告示第73号）に示す各教科の目標、内容に照らし、各教科の評価の観点及びその趣旨を踏まえ、個別の指導計画等で具体的に定めた指導内容、実現状況を記載する。各教科の「育成を目指す資質・能力」の3つの柱「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性」を意識するとともに、小学部3段階、中学部2段階の目標・内容に照らし合わせて学習後の評価を記入する。

「自立活動」は何をどのように記載すればいいのか。

自立活動の個別の指導計画の目標、指導内容、指導の成果の概要を記載する。十分に情報収集をしてから指導目標を立て、指導目標を達成するために必要な項目を選定して指導内容を設定し、指導内容と成果を記載する。

また、指導の結果、障害の状態等に変化が見られた場合にはその状況について、児童生徒の実態把握や自立活動の成果を評価するために実施した検査等についても記載する。（P11を参照）

重複障害者等の「行動の記録」と「総合所見及び指導上参考となる諸事項」への記載はどう区別すればいいのか。

行動の記録には、文部科学省「[小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について\(通知\)](#)」（平成31年3月29日）別紙4の「5 行動の記録」の（1）評価観点及びその趣旨を参考に児童生徒の実態に合わせて文章で記載する。例えば小学校の「基本的な生活習慣」に関する趣旨に照らして「教師が『おはよう』と声を掛けると、教師の方に視線を向けることができた」など、挨拶に応えようとした行動を評価するような内容を記載する。また、この部分では、学校の教育目標に沿った内容も扱うことができる。

「総合所見及び指導上参考となる諸事項」には、学習及び特別活動の所見や検査の結果や交流及び共同学習の様子など、学校生活全般を通した内容を中心に、行事等への取組の様子などを記載する。

別紙一覧

〔別紙 1〕 小学校及び特別支援学校小学部の指導要録に記載する事項等

〔別紙 2〕 中学校及び特別支援学校中学部の指導要録に記載する事項等

〔別紙 3〕 高等学校及び特別支援学校高等部の指導要録に記載する事項等

〔別紙 4〕 各教科等・各学年等の評価の観点等及びその趣旨（小学校及び特別支援学校

　小学部並びに中学校及び特別支援学校中学部）【平成 31 年 4 月 4 日付け 31

　文科初第 13 号初等中等教育局長通知による一部修正（小学校理科）】

〔別紙 5〕 各教科等の評価の観点及びその趣旨（高等学校及び特別支援学校高等部）